

ディスクロージャー 2026



はじめに

日頃、組合員・利用者の皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。
ＪＡ大阪南は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめた「ディスクローチャー2026」を作成いたしました。
皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。
今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

大阪南農業協同組合

プロフィール

名 称	大阪南農業協同組合（ＪＡ大阪南）
本店所在地	富田林市甲田3-4-10
設 立	平成10年4月1日
出 資 金	33億円
総 資 産	6,601億円
単体自己資本比率	16.69%
組 合 員 数	42,539人
役 員 数	39人
職 員 数	416人（パート等を除く）
金融店舗数	29店舗

（令和8年3月31日現在）



ＪＡ大阪南イメージキャラクター
「みなみちゃん」

目 次

ごあいさつ	1	(6) 預かり資産の状況	56
1. 経営理念	2	① 投資信託残高(ファンドトラップ含む)	
2. 経営方針	2	② 残高有り投資信託口座数	
＜参考＞内部統制システム基本方針		2. 共済事業取扱実績	57
3. 経営管理体制	3	(1) 長期共済保有高	57
4. 事業の概況	4	(2) 医療系共済の共済金額保有高	57
5. 農業振興活動	6	(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	57
6. 地域貢献情報等	9	(4) 年金共済の年金保有高	57
7. リスク管理の状況	11	(5) 短期共済新契約高	57
8. 主な事業の内容等	21	3. 購買事業取扱実績	58
		(1) 受託購買品	
		(2) 買取購買品	
		4. 販売事業取扱実績	58
		(1) 受託販売品	
		(2) 買取販売品	
		5. 旅行事業取扱実績	59
		6. 指導事業	59
【経営資料】		IV. 経営諸指標	
I. 決算の状況		1. 利益率	60
1. 貸借対照表	31	2. 貯貸率・貯証率	60
2. 損益計算書	32	3. 職員一人当たり指標	60
3. キャッシュ・フロー計算書	33	4. 一店舗当たり指標	60
4. 注記表	34		
5. 剰余金処分計算書	44	V. 自己資本の充実の状況等	
6. 部門別損益計算書	45	＜定性的な開示事項＞	
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	47	1. 自己資本比率の状況等	61
8. 会計監査人の監査	47	2. 信用リスクに関する事項	62
		3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	63
		4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針及び手続の概要	63
		5. 証券化エクスポージャーに関する事項	63
		6. CVAリスクに関する事項	63
		7. マーケット・リスクに関する事項	63
		8. オペレーショナル・リスクに関する事項	63
		9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要	64
		10. 金利リスクに関する事項	64
		＜定量的な開示事項＞	
		1. 自己資本の構成に関する事項	65
		2. 自己資本の充実度に関する事項	66
		3. 信用リスクに関する事項	67
		4. 信用リスク削減手法に関する事項	73
		5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	74
		6. 証券化エクスポージャーに関する事項	74
		7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	74
		8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャーに関する事項	74
		9. 金利リスクに関する事項	74
		【JAの概要】	
		1. 機構図	75
		2. 役員一覧	76
		3. 会計監査人の名称	77
		4. 組合員数	77
		5. 組合員組織の状況	77
		6. 特定信用事業代理業者の状況	77
		7. 地区一覧	78
		8. 沿革・あゆみ	78
		9. 店舗一覧	80
		【参考】	
		開示項目一覧	82
		用語解説	83

(注) 1. 本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスク
ロージャー資料です。
2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

ごあいさつ

大暑の候、組合員の皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また平素は、当JAの各事業にわたり格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度の経営状況でございますが、経常利益で13億2,456万円を計上することができました。これもひとえに組合員および地域の皆さま方からの温かいご支援とご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

当事業年度における日本農業を取り巻く環境は、前年度に引き続き全国各地で豪雨災害や大規模災害などの自然災害が相次ぎ異常気象による農産物被害が起きました。世界的な経済状況についても中東情勢の悪化の影響により農業生産に必要な燃料や資材の高騰及び物価高が続き、先行きの見えない厳しく不安定な状況が続いております。また、管内の商業施設の増加に伴う農地の減少や山間部の耕作放棄地の増加、農家の高齢化、後継者不足、資材の高騰等農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。当JAでは地域の農業を守り多様化するニーズや課題に対応し、持続可能な地域農業・地域社会の実現に向けて努めてまいります。

また、JAグループが提唱する「国消国産」の更なる理解促進のため、昨年4月から開催された大阪・関西万博にて「大阪茄子」、「海老芋」を使った限定メニューを富田林市と連携して開発・販売いたしました。8月には大阪・関西万博への視察で来日したブラジル農業開発・家族大臣のパウロ・テイシェラ氏の視察受け入れを行い、管内農産物の説明や農業の現状についての意見交換を行いました。当JAは今後も食の安全・安心運動の推進及び魅力発信を進めてまいります。

さて、令和7年度は中期経営計画の第9次総合3ヵ年計画の初年度にあたり、「活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）」の取り組みとして本店機能強化を目的に令和8年1月に本店別館・川西支店をオープンいたしました。新館1階には川西支店、ローンセンター、2階に旅行・観光センター、総合業務課を配置しました。川西支店では当JAで初めて窓口を全てローカウンターとし、組合員・地域の皆さまとのふれあいや対話を大切にするレイアウトにしました。令和8年度には営農部の配置を見直す予定となっており、現在の2ヵ所での本店運用体制から1ヵ所に統合することで更なる本店機能の充実及び強化を図ります。今後も組合員の皆さまの声に基づいた「地域になくてはならない組織」となるようJA運営を進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

その選択肢の一つとして、広域合併の研究を改めて進めております。今後も『不断の自己改革』を実践すべく、役職員一丸となって取り組みを進めてまいりますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

末筆になりましたが、皆さま方の益々のご健勝とご多幸を祈念致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和8年7月

大阪南農業協同組合

代表理事組合長 **内本 直哉**

1. 経営理念

農と緑を守り、地域社会の発展に寄与するため、役職員自ら意識改革により、リーダーシップを発揮します。

2. 経営方針

環境変化に対応し得る強固な経営基盤の確立をはかり、組合員の営農と生活を守るための活動を強化するとともに、組合員等利用者をはじめ地域住民の皆さまのニーズに沿った、総合的・一体的な事業展開と、事業機能の充実に役職員が一体となって積極的に取り組み、組合員等利用者の期待する事業活動を展開します。

第9次総合3ヵ年計画においては、従来の3ヵ年計画をもとに実践してきた取り組みを更に拡充させるとともに、第26回JA大阪府大会（2024年12月5日）のメインテーマである、「次代につなげる大阪農業と協同の力」～協同活動と総合事業で地域とあゆむJAグループ大阪に～を基軸とし、以下の5つの柱を基本方向として樹立し、取り組んで参ることといたしました。

- (1) 持続可能な大阪農業の振興
- (2) 協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現（組織基盤強化）
- (3) 活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）
- (4) 協同組合らしい人づくり
- (5) 広報活動の強化によるJAの魅力発信

また、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上を図るため、理事会において決議した以下の「内部統制システム基本方針」等に基づき、内部統制システムの整備・構築に取り組みます。

〈参考〉内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マナー・ローndリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローndリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
 - ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

附 則

- 1.この基本方針は、平成31年2月28日から施行する。
- 2.この基本方針の変更は、令和5年3月30日から施行する。
- 3.この基本方針の変更は、令和6年5月2日から施行する。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当JAの、令和8年6月24日開催の第28回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法第30条第12項の理事構成要件を満たしております。

4. 事業の概況

全般的な概況

令和7年4月に、25年ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、食料安全保障の確保を基本理念の中心に位置付け、平時から国民一人ひとりが必要な食料を入手できる体制の構築が明確に打ち出されました。これにより、農業の持続的な発展のみならず、環境との調和、生産基盤の強化、農村地域の維持・活性化を含めた総合的な施策展開が求められています。

また、国際情勢の不安定化や気候変動、生産資材価格の高止まり等を背景に、我が国農業を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しており、こうした中でJAには、組合員との対話を通じた不断の自己改革の実践と、地域農業の維持・発展に向けた役割発揮が一層求められています。改正基本法および新たな基本計画においても、PDCAサイクルを重視した施策の点検・見直し

が明確に位置付けられています。さらに、農林水産省は、総合農協および系統金融機関向け監督指針の継続的な見直しを通じ、ガバナンスの高度化や内部管理体制の実効性確保を重視しており、経営の健全性や将来収益力に関するモニタリングを引き続き実施しています。これにより、JAには中長期的視点に立った経営管理と、早期の課題認識・改善に向けた取り組みが求められています。

このような情勢のもと、当組合においては第9次総合3カ年計画の初年度として、「次代につなげる大阪農業と協同の力」～協同活動と総合事業で地域とあゆむJA グループ大阪に～を基軸として従来の3カ年計画をもとに実践してきた取り組みを更に拡充するため、次の5つの柱をもとに自己改革の実践に取り組んでまいりました。「Ⅰ. 持続可能な大阪農業の振興」に向けては、担い手支援や営農指導体制の強化、農業の省力化・高度化に向けた技術導入支援を進めるとともに、地元産農産物の生産・販売拡大を通じて地域農業の振興に取り組みました。また、「Ⅱ. 協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かな暮らしの実現（組織基盤強化）」においては、組合員との対話を重視した協同活動を推進し、組合員の意思反映の機会拡充や准組合員を含めた参加・参画の促進に取り組みました。さらに、「Ⅲ. 活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）」では、中長期的視点に立った経営管理の高度化やリスク管理体制の充実に努め、外部環境の変化に対応できる経営基盤の強化を図りました。「Ⅳ. 協同組合らしい人づくり」については、職員の専門性向上や協同組合理念の浸透を目的とした人材育成施策を継続的に実施しました。加えて、「Ⅴ. 広報活動の強化によるJAの魅力発信」では、各種広報媒体やデジタルツールを活用し、JA活動や協同組合の役割について積極的な情報発信に努めました。

これらの取り組みの結果、当事業年度における経常利益は前年度比1億9,526万円増加の13億2,456万円となりました。また税引前当期利益は前年度比1億2,006万円増加の12億7,911万円、当期剰余金は前年度比1億2,635万円増加の9億7,926万円となりました。

組合が対処すべき課題

(1) 持続可能な大阪農業の振興

25年ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」のポイントである「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的な発展」「農村の振興」をふまえて、次世代の担い手確保、環境に配慮した農業、JAの営農経済事業機能・体制強化等により、持続可能な大阪農業の振興に取り組めます。

(2) 協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かな暮らしの実現（組織基盤強化）

組合員の暮らしに最適な活動と事業を展開します。また、「助け合いの力で願いを実現する協同活動」と、「組合員の様々なニーズに対応する総合事業」が、好循環を生み出すことで、JAが組合員に提供する価値の最大化をはかります。

(3) 活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）

将来にわたり組合員・利用者のニーズに応え、価値提供を行うため、財務・収支の改善をはかり、健全・強固な経営基盤の構築に取り組むとともに、高度なガバナンス・内部統制の構築に取り組むことで、組合員・利用者から信頼される組織・業務運営をすすめます。

(4) 協同組合らしい人づくり

組合員の願いやニーズを把握し、活動や事業を通じて課題解決をはかる協同組合らしい人づくりに取り組むとともに、多様な職員が働きやすい、働きたいと感じる職場づくりを実践します。

(5) 広報活動の強化によるJAの魅力発信

食料安全保障の確保や府内農産物の安定供給に向け、「地産地消」「府産府消」「国産国産」を実践することの重要性等について広報活動を通じた府民・国民理解醸成をはかります。また、2025年の国際協同組合年を契機として、食・農・地域を支えるJAグループの役割や存在意義、協同組合の社会への貢献などについて、グループ一体となって効果的な情報発信を行い、JAグループのファンづくりをすすめます。

◇信用事業

令和7年度については、ますます他金融機関との貯金獲得競争の激化する中、組合員・利用者への訪問活動を継続的にを行い、信頼関係を強化することが重要であると認識し、取り組んでまいりました。また、LPCを中心としたマネーライフプラン提案の浸透、大口安定利用者世帯への相談業務の定着による、組合員・利用者とのつながり強化、さらに窓口投資信託販売による顧客の囲い込みを行うことにより、他行への資金流出の防止、そして新たな資金の獲得を図りました。

また金利情勢が不安定の中、貸出金の収益確保に向けた自主運用力の強化が重要課題となります。中でも住宅ローンを重点推進商品と位置づけ、ローンセンターを中心に積極的な営業活動を行い案件の獲得を図りました。そして、ローン取引を通じ若年層および次世代との付帯取引による取引深耕、他取引への展開等、利用基盤の拡大を図りました。

◇共済事業

令和7年度は、「組合員・利用者本位の保障・サービスの提供」を重点取組事項とし、組合員・利用者との関係性強化に向けた接点の構築、特に、シニア層への訪問を起点とした次世代とつながる「3Q活動」を強化しました。

また、LAIによる訪問活動を基軸としつつ、支店管理者を中心とした支店全体で取り組む推進体制を構築することで、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供を実施したことにより「次世代との接点構築」と「建物更生共済保有契約高の維持・拡大」を実現して事業基盤の確保に取り組みました。

◇営農指導事業

農家所得の向上、地域農業の振興を目的として、第9次総合3ヵ年計画に基づき①持続可能な大阪農業の振興②協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現（組織基盤強化）③活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）④協同組合らしい人づくり⑤広報活動の強化によるJAの魅力発信を5本の柱として、営農指導事業に取り組みました。

◇ファーマーズ事業

当JA管内で生産、製造された新鮮で安全・安心な農産物、加工品を消費者に提供することで、生産者と消費者の交流の場づくりを進めました。

また、出荷協力会役員による月2回の商品検査と職員による日頃の商品検査を実施し、品質向上に努めました。

さらに、少量多品目農産物の生産量の増強、販売経路の拡充、付加価値商品づくりによる農家所得の向上、地元農産物を有利販売する事で産地消を促進する為、直売所独自のポイントカードの発行、LINEの割引クーポンの配信による来店客増加に努めるとともに、PR活動として外部イベントに参加し、出荷者より買い取った地元農産物による出張販売を実施しました。地域貢献活動の一環として富田林市と太子町の各社会福祉協議会、羽曳野市の児童養護施設、新たに令和7年10月より河南町社会福祉協議会も加わり、各団体を通じてこども食堂への食材提供に取り組みました。

◇販売事業

消費者や実需者に支持・信頼・選ばれるJA大阪南農産物「大阪ぶどう」「大阪茄子」「大阪きゅうり」「大阪いちじく」、GI認証を受けた「富田林の海老芋」について、ブランドの確立と販売方法を拡充し農家所得の向上を図りましたが、農業の市場において状況は厳しく、野菜価格の低迷、高温障害による生産量低下、インバウンド需要低下もあり、野菜販売額に影響がありました。

果樹については主力のぶどう（デラウェア）生産者の高齢化による栽培面積減少等により販売量が減少しましたが、前年に比べて出荷量を大きく伸ばしたシャインマスカットで販売金額の減少を防止しました。

水稻については、令和7年度は収量が回復したものの「令和のコメ騒動」の影響を大きく受け、買取袋数は5,387袋/30kgと低調となりました。

◇利用事業

農業機械の高価格化等で個々の農家で対応が難しくなった各作業について利用事業を充実し、また種苗生産の充実により地域農業の活性化につなげ、増加傾向にある遊休農地対策への取り組みを強化しました。

◇購買事業

生産資材が高値で推移している中、各組織・部会等の協力を得ながら生産資材の予約購買を積極的に展開し、生産資材の仕入れコストの低減を図り安価供給に努めるとともに、省力・低コスト化に貢献する資材の提案・提供を行い、農家所得の向上に取り組みました。

また、各営農経済センター職員と営農指導員が相談しながら農家に出向く活動の強化をし、TAC担当者や営農指導員、各支店とも連携して、多様化する組合員ニーズの把握に取り組みました。

◇自動車整備センター事業

組合員をはじめ地域住民に信頼される自動車車検・整備事業の実施、幅広い世代のニーズに合った車種の提案等、利用者満足度の向上に取り組みました。

◇旅行事業

令和7年度も年金優待旅行は実施され旅行需要が回復してきました。

しかし、急激な旅行需要や観光バスの乗務員不足をはじめ、観光業界全体の受け入れ体制が十分でない中、組合員をはじめとする各種団体旅行への利用者ニーズに対応しました。

◇宅地等供給事業（資産管理・各種相談）

インボイス制度等、各種税制改正に対応した税務申告相談及び税務・法律相談会の開催等を通じて組合員や地域住民への情報提供を行うことで、資産管理事業の充実とサービス向上に取り組みました。

また、組合員からの様々な相談に対応する中から、ニーズに合わせて、不動産に係る有効活用や売買、貸借等の提案を行いました。

◇生活指導事業

JA大阪南女性会では組織の育成を図りながら、「家の光」の購読推進を通じた生活文化活動に取り組みました。

◇管理

第9次総合3ヵ年計画の初年度として、下記の事項に積極的に取り組むとともに、組合員の皆さまとの対話・意思反映への取り組みとして、全職員による組合員全戸訪問の実施や、組合員イベント「JA大阪南組合員のつどい」の開催等に取り組みました。また「持続可能な経営基盤の確立・強化」では、本店機能の充実、強化を目的として本店別館・川西支店をオープンしました。JAグループ大阪における「不祥事ゼロ運動」に基づく「JA内部統制確立に向けた重点化対策」に引き続き取り組むことで内部けん制機能強化を通じ、不祥事を起こさない、また起こさせない内部管理態勢の構築に取り組みました。

◇監査

令和7年度は、本店、支店、各営農経済センター、自動車整備センター、旅行観光センター、ローンセンター、ファーマーズ店等の、組合内全ての被監査部署を対象に内部監査を実施し、事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等までを行うとともに、業務フォロー監査を実施し、更なる事務の改善等に努めました。

また、みのり監査法人の期中・期末監査および大阪府の事後確認検査が実施され、当該監査・検査に対応しました。

5. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

当JAでは第9次総合3カ年計画を樹立し、「次代につなげる大阪農業と協同の力〜協同活動と総合事業で地域とあゆむJAグループ大阪に〜」をメインテーマとして、「持続可能な大阪農業の振興」「協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かな暮らしの実現（組織基盤強化）」「活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）」「協同組合らしい人づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つの基本目標に取り組んでまいり、従来の3カ年計画での取り組みを更に拡充させるため、また、JA大阪南の10年後のビジョンも踏まえ、今後3年間に取り組むべき内容を精査し『JA大阪南地域営農ビジョン』（令和7年〜9年度）を策定いたしました。

つきましては、JA大阪南では本営農ビジョンを基本に、関係機関と連携を密にし、年次ごとに具体的な取り組みを進めることで、「持続可能な大阪農業の振興」の実現に全力を尽くしてまいります。

食料安全保障の強化に向けた大阪農業の振興

- 大阪農業の振興に向けた経営計画の策定
出向く活動の充実により多様化する農業者ニーズの把握と対応。農業者の作業負担軽減のため農地保全管理事業を拡充することによる農業生産の拡大と生産資材の予約購買徹底による農家コストの低減を図ります。
 - 「大阪農業を次代へつなごう活動」の分析・改善策の策定
 - 「自己改革工程表」等をふまえた取り組み・強化
- 農業・農村における自然災害等への対策
都市部における農業・農村は、災害時の防災空間や心安らぐ緑地空間など多面的な機能についても必要なものであると認識されており、それらを維持するべく対策をしております。
 - 自然災害等に備えた備蓄品確保強化
 - 自然災害等に備えた営農関連施設等の事業継続対策実施
 - 行政等と連携した有害鳥獣被害対策実施
- 食料安全保障の強化に向けた農業・農村振興に資する政策確立・推進
府市町村等との定期的な意見・情報交換等を通じ、組合員・JAグループの意見・要望等を反映した農政活動の推進を行います。
 - 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）への参画
 - 府市町村との定期的な会議を実施

環境に配慮した持続可能な農業の実現

- 次世代の担い手確保に向けた取り組み
多様な農業の担い手の確保・育成のため、認定農業者（基幹的農業従事者）、新規就農者、定年帰農者などの就農者が希望をもって定着出来る環境づくりに努め、TACを中心に担い手の意見を集約し、営農支援を行います。
 - 担い手確保に向けた取り組み強化
 - 新規就農者育成・定年帰農者等の就農支援実施
- 地域農業を支える多様な農業者への支援
大阪農業の特徴として大小様々な規模の農業者が存在し、高騰する農業機械の購入・維持や廃棄物処理など、個々の農業者が負担することが困難な課題について支援に取り組みます。
 - スマート農業活用支援の実施
 - 農作業受託事業（補助的な農機レンタル事業も含む）による農地保全対策の実施
 - 農作業事故防止の啓発活動実施
 - 産業廃棄物（不用農薬・廃棄ビニール）処理の支援実施
- 農業労働力支援および農業の関係人口拡大に向けた取り組み
担い手確保の取り組みに加え、農業者が雇用する労働力確保の負担軽減のための支援に取り組みます。
 - 農業者の雇用意識の向上に関する研修会（雇用労務研修）等の実施
 - 無料職業紹介事業による農業労働力の確保支援
- 食の安全・安心や環境に配慮した農業の推進
「JAグループ食の安全・安心推進運動」の実践・継続に取り組み、消費者に安全・安心な地元農産物を提供することにより、地産地消を推進します。
 - 「JAグループ食の安全・安心推進運動」の実践・継続
 - 食品衛生管理（HACCP）に基づいた衛生管理の実施
 - 農業における衛生管理の出荷者指導を実施
 - 生産履歴帳票提出及び農薬適正使用の出荷者指導を徹底

農業所得の増大と国産農産物の安定供給

- 「地産地消」の拡大を通じた「国産国産」の推進
地元農産物の販売拠点として農産物直売所「あすかてくるで」は、直接的な農家所得向上の機会とともに、消費者に向けて地元河内産、さらには大阪農産物の魅力を発信する拠点として重要性を増しており、より一層の店舗活性化により地産地消を推進していきます。
 - 地元農産物の充実による直売所の活性化
 - 地元農産物の魅力発信
 - 消費者の利便性向上に向けた取り組み実施
- 販売力強化の取り組み
地元農産物の魅力を発信しブランド価値を高めるため、販売チャネルの拡大、地元農産物の消費拡大や特徴を生かした加工品、或いは規格外農産物の活用を目的とした加工品の開発、特別栽培農産物の推進など、地元農産物の付加価値を高める取り組みを実施します。
 - 魅力ある地元農産物の加工品開発強化
 - インターネットを活用した地場農産物販売の拡大
 - 環境負荷低減農業の生産支援
- 生産トータルコスト低減に向けた取り組み
生産資材全般の高騰は農業経営を圧迫しており、予約購買の徹底等によるスケールメリットを生かした仕入れによるコスト低減に加え、利用の少なかった低コスト資材や様々な技術活用により、持続可能な農業経営の支援に取り組みます。
 - 堆肥を活用した肥料等の普及・拡大
 - 土壌診断やスマート農業などを通じたトータルコスト低減支援

農業の担い手のニーズへの対応強化に向けた営農経済事業体制の整備

- JA営農経済事業の機能・体制強化に向けた取り組み
TACやアグリアドバイザー・JA認定営農指導員の計画的な育成による、個別相談・経営支援・品目等の専門性等の体制強化により、様々な担い手のニーズに対応できる体制の整備に努めます。
 - TAC、営農経済センター職員を中心とした訪問活動の強化
 - JA認定営農指導員の計画的な育成による、専門指導体制の強化

品目別の振興方策

水稲、なす、きゅうり、ぶどう、いちじく、みかん、もも、いちご、えびいも等の主要販売農作物について講習会や販売PRを実施し振興します。

消費者・実需者ニーズにマッチした新たな加工品の展開

地元農産物の販売に結び付く加工品、地元農産物の魅力を伝えられる加工品の開発に努めてまいります。

◇地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置付け、その実現に向けて「金融円滑化にかかる基本的方針」を定めています。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する、適切かつ十分な説明及び情報提供
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しています。

具体的には、

- ① 専務以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- ② 信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- ③ 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当ＪＡは、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

- ① 農業融資商品の適切な提供・開発

当ＪＡは、各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。令和8年3月末時点の当ＪＡの農業関係資金残高は375百万円となっています。

【資金種別別農業資金残高】（単位：千円）

種 類	令和8年3月末現在
プロパー資金	374,384
農業制度資金	1,362
うち農業近代化資金	—
うちその他制度資金	1,362
合計	375,746

- (注) 1. プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの③日本政策金融公庫が融資するものであり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、新規就農者育成資金が該当します。

【営農類型農業資金残高】（単位：千円）

種 類	令和8年3月末現在
農業	375,746
穀作	25,422
野菜・園芸	127,245
果樹・樹園農業	55,507
養鶏・鶏卵	—
その他農業	167,570
農業関連団体等	—
合計	375,746

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、ＪＡや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

- ② 担い手のニーズに応えるための体制整備

当ＪＡでは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。

本支店の農業融資担当者が、営農・経済担当者がお聞きした情報も含めて把握して、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。また、本店には「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

系統組織である信連では、ＪＡのサポート指導機能、農業法人等への融資相談機能を担う「県域農業金融センター機能」を構築し、これらの機能の拡充、強化を実施しています。

- ③ ＪＡ内事業間連携の強化

農業者の多様なニーズにＪＡをあげて応えていくため、営農・経済事業等との合同会議の開催等により、これまで以上に、ＪＡ内事業間連携を強化しています。

(4)担い手の経営のライフステージに応じた支援

当ＪＡは、担い手をサポートするため、ライフステージに応じて、次の取り組みを行っています。

① 安定した農業経営の支援

当ＪＡでは、農産物の生産・販売に必要な材料費や人件費等の運転資金を取り扱っています。

【安定した農業経営をサポートする資金の取り扱い実績】

(単位：件、千円)

種 類	令和7年度 実行件数	令和7年度 実行金額	令和8年3月末 残高
就農施設等資金	—	—	1,362

② ＪＡバンク大阪セミナー等の開催

ＪＡバンク大阪では、融資先のお取引先様や系統団体を招いたセミナー等を開催し、異業種間の情報交流を促進しています。

(5)農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

当ＪＡでは、地域社会へ貢献するため、次の取り組みを行っています。

① ＪＡバンク食農教育応援事業の展開

当ＪＡは、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、ＪＡバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材本「農業とわたしたちの暮らし」を平成20年度より毎年配付しています。教材本「農業とわたしたちの暮らし」は、管内の小学校に寄贈され、学校の授業等において活用されています。

② 生産者と消費者をつなげる場の設置

当ＪＡでは、生産者と消費者をつなげる交流イベントとして、「富田林市農業祭」(令和7年11月23日、富田林市石川河川敷川西グラント)をはじめとする管内各地で開催された農業関係イベント・農業祭を通じて農業の振興に取り組んでおります。

また、農産物直売所「あすかてくるで」では、地元産野菜等の販売を通じて地域の農業・地産地消の素晴らしさをお知らせするなど、生産者と消費者をつなぐ役割を担っています。

6. 地域貢献情報等

◇社会貢献活動（社会的責任）

当JAは、社会的公正、環境への配慮等、地域社会に対し責任ある行動をとることを目指して、次のような活動を展開しています。

(1) 地域社会に貢献する活動

- ・災害対策必需品の備蓄・提供（ブルーシート・土嚢袋等）
- ・災害時支援に関する協定の締結
- ・献血活動
- ・スポーツイベントへの協賛
- ・子ども食堂への食材提供
- ・全支店へのAED（自動体外式除細動器）設置
- ・「子ども110番」等の地域防犯への協力
- ・車椅子に対応した店舗玄関前スロープの設置

(2) 環境に関する活動

- ・省エネルギー運動（節電・節水等）への取り組み
- ・エコスタイルの実施
- ・店舗周辺の清掃活動

(3) くらしに関する活動

- ・ふれあいプロジェクト等のイベント実施
- ・市町村ごとの農業祭等への参加・開催
- ・学校給食への地元農産物の提供
- ・水稻・野菜の栽培講習会の開催
- ・年金・法律・税務相談会の開催
- ・食農教育の実施

(4) 利用者ネットワーク化への活動

- ・年金受給者優待旅行の実施
- ・JA女性大学の開講
- ・グラウンドゴルフ大会の開催

(5) 情報提供活動

- ・広報誌「はばたき」の発行
- ・地域コミュニティ誌「J-STATION」の発行（年1回）
- ・ディスクロージャー誌の発行（年1回）
- ・ホームページ、SNS、店頭での情報表示ボードを通じた組合員等利用者への情報提供

◇地域貢献情報

(1) 全般に関する事項

当JAは、河南町、太子町、羽曳野市、堺市美原区（小寺、大饗及び菩提の区域を除く）、松原市丹南、千早赤阪村、大阪狭山市、藤井寺市、河内長野市、富田林市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、当JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(2) 地域からの資金調達の状況

当JAの令和8年3月末の貯金残高は、626,444百万円で、組合員の皆さまの計画的な資産作りをお手伝いさせていただき、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしております。（商品一覧はP. 21をご覧ください）

(3) 地域への資金供給の状況

当JAの令和8年3月末の貸出金残高は、72,920百万円で、その資金の大半が組合員の皆さまなどからお預りした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。

当JAでは資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにご利用いただいております。（商品一覧はP. 22をご覧ください）

(4) 地域の活性化に関する自己改革の取り組み詳細や取り組み状況

- ① 奇跡の復興米栽培の継続
食農や防災への意識を高めるため、前年度に引き続き青壮年部と地元関係者の協力のもと「岩手県大槌町奇跡の復興米」の栽培を行い、地元小学生が田植え・稲刈りに参加しました。
- ② 食農教育本の提供
児童たちに「食」「農」「環境」などの大切さを学んでもらえるように、令和8年3月に管内の小学校69校へ児童向けの学習教材本4,610冊を送付しました。
- ③ 「あすかてくるで」において、子ども食堂への食材無償提供の実施
富田林市・太子町・河南町の各社会福祉協議会、羽曳野市の児童養護施設を通じて、引き続き子ども食堂への食材無償提供を生産者の協力のもと行い、地域の福祉に役立つ取り組みを行いました。
- ④ 「JA大阪南組合員のつどい」の開催
「国消国産」の周知、地域に根差したJAの取り組み・活動を知ってもらい組合員の皆さまとのつながりを強化するため「JA大阪南組合員のつどい」を開催し、2月18日にSAYAKAホールにて1,990名が参加しました。
- ⑤ 支店、役職員による協同活動の展開（ふれあいプロジェクト等）
全支店・営農経済センター・整備センターで1支店1協同活動として、「ふれあいプロジェクト」を実施しました。

【参考】[JA大阪南の経営者保証等に関する取組方針]

1. 経営者保証に関する取組について

「当JAは、事業性資金についてのご融資に際し、個人保証を求めないことを原則とします。」

ただし、以下の要件に対し例外を除き、すべて非該当の場合は、ご提供をお願いする場合がございます。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

(例外) 保証協会付融資など別に定めがあるご融資をご利用いただく場合

個人保証を求める場合、以下の内容を具体的かつ丁寧にご説明いたします。

- ・「どの部分が十分でないために保証契約が必要になるのか」
- ・「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」

2. 既存の保証契約の適切な見直しについて

既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等について上記内容を基に検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

3. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理の体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1)信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括室を設置し、融資管理課、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2)市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ・リスク管理委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3)流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生するシステムリスク、事務リスク、業務継続リスクなどがこれにあたります。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

① システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「危機管理マニュアル」、「JA大阪システム利用事務手続」を策定しています。

② 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

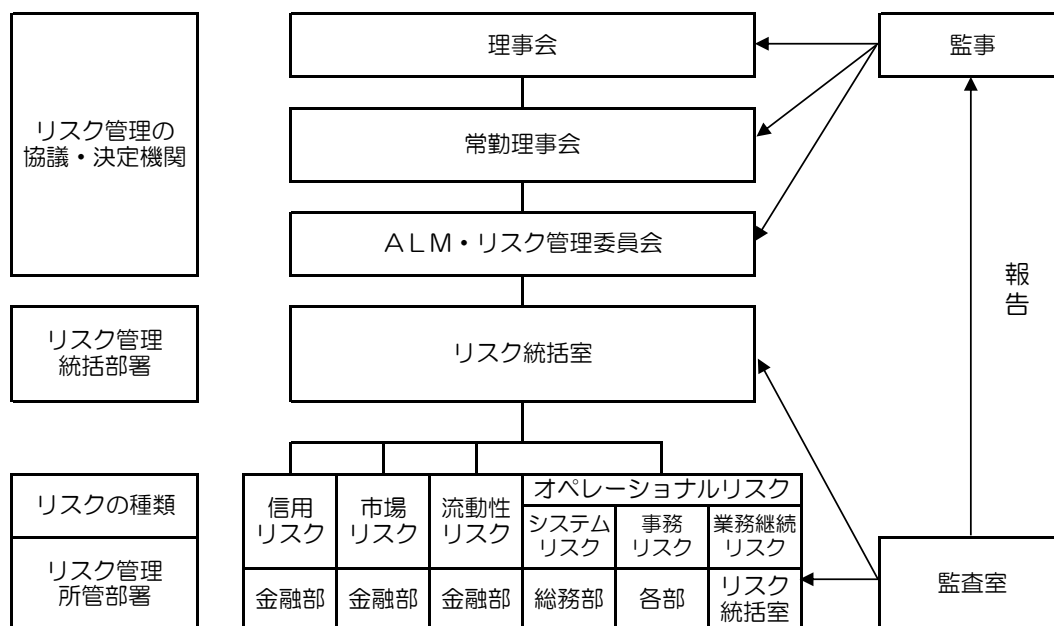
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

③ 業務継続リスク

業務継続リスクとは、自然災害等による大規模な被災や感染症の蔓延等に際し、適切な対応ができないことにより業務継続が困難となるリスクのことです。

当JAでは、利用者・役職員等の人命保護を最優先とし、地域金融機関としての社会的な役割を安定的に果たしていくため、被害を最小限に抑えつつ、継続すべき業務を可能な限り継続または早期における復旧を図るため、「業務継続リスク管理規程」、「事業継続計画（BCP）」、「危機管理マニュアル」、「業務継続マニュアル」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕



◇ 法令遵守の体制 【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の対応窓口をリスク統括室に設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています（詳細は下記をご参照ください）。

○ 組合員から監事への情報提供窓口設置について

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第35条の5）及び農協法施行規則（第81条）に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当JAの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛先にご連絡くださいますようお願いいたします。

大阪南農業協同組合 監事会

宛先：	住所	〒584-0036
		富田林市甲田3丁目4番10号
	受付監事	大阪南農業協同組合 常勤監事宛

※ ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のもの及び電話による連絡は受付いたしかねますので、予めご了承ください。

※ 当JAの業務に関する一般的な苦情については、以下のとおり窓口を設置しておりますので、そちらをご利用ください。

（一般苦情相談窓口）担当部署：リスク統括室

◇利用者保護等への取り組み

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になるうとする者を含む)の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。(「JAバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください)

【JAバンク利用者保護等管理方針】

大阪南農業協同組合(以下「当組合」という)は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む)および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む)し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
3. 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。
5. 当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※1. 本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

※2. 本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

◇利益相反管理への取り組み

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。(「利益相反管理方針の概要」については、下記をご参照ください)

【利益相反管理方針の概要】

大阪南農業協同組合(以下、「当組合」といいます)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当組合は、法令等にしたが、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当組合の間の利益が相反する類型

(2) 当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限りです）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、
大阪南農業協同組合 本店（TEL：0721-25-1451）までご連絡ください。

◇マナー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マナー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します(内容については、下記の「マナー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください)。

〔マナー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

大阪南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マナー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マナー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マナー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マナー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マナー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマナー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マナー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇金融円滑化への取り組み

当ＪＡでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。「金融円滑化にかかる基本的方針」については、下記をご参照下さい)

[金融円滑化にかかる基本的方針]

当ＪＡ大阪南（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼を得られるよう努めてまいります。
5. 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 専務以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当ＪＡの窓口へお申し出ください。

本店金融部 TEL：0721-25-5523

本店共済部 TEL：0721-25-1468

並びに各支店窓口へ

上記の本支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

本店 リスク統括室 TEL：0721-25-1476

電子メール：j-somjinj@minami.jaosc.jp

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（03-3581-2249）

京都弁護士会紛争解決センター（075-231-2378）

公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）

兵庫県弁護士会紛争解決センター（078-341-8227）

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- 1 現地調停： 東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、お客様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。
- 2 移管調停： 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はＪＡバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所(電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口またはＪＡ共済相談受付センター(電話：0120-536-093)にお問合せください。

【金融商品の勧誘方針】

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

【個人情報保護方針】

大阪南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報保護を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下同様とします。
2. 利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
6. 第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等・利用停止等

当組合は、保有個人情報等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。保有個人情報とは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

大阪南農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。
6. 当組合は、第三者に対する業務の委託にあたり、委託先が委託業務に関する当組合の情報資産に対して適切な安全管理措置を実施するよう求め、その監督に努めます。

◇ 内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店・支店のすべてを対象とし、内部監査の年間計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 主な事業の内容等

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員皆さまのために、決済用貯金（「普通貯金無利息型（決済用）」及び「総合口座の普通貯金無利息型」）をご用意しています。この決済用貯金は平成17年4月以降「全額保護」となっています。

●主な貯金商品一覧

貯金種別		仕組・特色・留意事項	期 間	預入金額	付利単位
総合口座	普通貯金	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。受け取る（給与・年金など）・支払う（公共料金など）・貯める・借りるが一冊でできます。	出し入れ自由	1円以上	100円
	定期貯金（自動継続）				
	普通貯金無利息型（決済用）	決済用貯金として全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	—
当座貯金		小切手や手形によるお支払いができ、会社や商店のお取り引きには欠かせない口座です。	出し入れ自由	1円以上	無利息
普通貯金		出し入れ自由。給料・年金などの自動受取や公共料金の自動振替などのサービスもご利用いただけます。家計簿がわりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上	100円
普通貯金無利息型（決済用）		決済用貯金として全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	—
納税準備貯金		税金の納付に備えるための貯金です。	お引き出しは納税時	1円以上	100円
貯蓄貯金		普通貯金と同じように出し入れができるうえ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の利率が同じになる場合がございます。）	出し入れ自由	1円以上	1円
通知貯金		7日以上短期間のお預け入れに有利な貯金です。（7日間の据置期間あり）お引き出しには、2日前までに通知が必要です。	1週間以上	5万円以上	1円
定期積金	定期積金（定額式、目標式）	ご計画に合わせて、毎月、一定額を積み立て、満期日にはまとまった金額をお受け取りいただけます。	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上	1円
	隔月掛金定期積金（なごみ）	年金をお受け取りになる方にとっても有利な商品で、年金受給月にあわせて（2ヶ月毎）に無理なく積み立てができます。	1年・2年・3年・4年・5年	1,000円以上 但し、掛金は1回あたりの年金受給額を上限とします。	
積立定期貯金	エンドレス型	積立期間や積立金額を定めず、毎月、自由に定期貯金をお預けいただけます。	自由	1円以上	1円
	満期型	預入期間を指定して、定期貯金をお預けいただけます。	6ヶ月以上10年以内 （据置1ヶ月以上3年以内）	1円以上	1円
期日指定定期貯金		利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据え置き期間後は1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しにできます。（個人のみ）	1年以上3年以内	1円以上300万円未満	1円
スーパー定期貯金		自由金利で、金額・期間に合わせてお選びいただけます。証書・定期貯金通帳・総合口座でのお取り扱いができます。	1ヶ月以上10年以内	1円以上	1円
大口定期貯金		1,000万円以上のまとまった資金をお預けいただくのに有利です。金融情勢やお預け入れ金額、期間などによって金利が決まります。	1ヶ月以上10年以内	1千万円以上	1円
変動金利定期貯金		6ヶ月ごとに金利を見直します。	1年・2年・3年	1円以上	1円

財産形成貯金	一般財形貯蓄	積立額、貯蓄目的ともご自由。1年を経過すればいつでもお引き出しできます。	3年以上	1円以上	1円
	財形住宅貯蓄	住宅取得を目的に、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典があります。	5年以上	1円以上	1円
	財形年金貯蓄	在職中に退職後のために積立を行い、60歳以降に年金方式でお受け取りできます。非課税の特典があります。	5年以上	1円以上	1円

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

●主な貸出商品一覧

種 類		使 途 ・ 留 意 事 項	融 資 金 額	期 間
不動産担保	経営刷新資金	組合員の生活の安定と向上に寄与すると認められる健全な事業に必要な資金	融資対象事業費以内 (理事会議決限度額の範囲内)	30年以内 (据置期間2年以内も含む)
	資産継承ローン	相続税の納付に必要な資金 他の相続人に支払うために必要な資金、その他資産継承に必要な資金	融資対象事業費以内 (理事会議決限度額の範囲内)	30年以内 (据置期間2年以内も含む)
	住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築、マンション中古住宅の購入、または土地の購入に幅広くご利用いただけます。	20,000万円以内	50年以内
	農業振興資金	①農業経営資金 ②農業生産物を加工する事業に要する資金 ③農業生産物の価格安定に寄与する事業に要する資金 ④各種制度資金及び補助金等のつなぎ資金 ⑤農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金（再生可能エネルギー対応資金）	融資対象事業費以内 (理事会議決限度額の範囲内) ⑤については10,000万円以内	30年以内 ⑤については20年以内 (うち据置5年以内)
	賃貸住宅資金	賃貸住宅、賃貸施設の新築、増改築および補改修に要する資金	融資対象事業費以内 (理事会議決限度額の範囲内)	35年以内 (うち据置2年以内)
各種ローン	リフォームローン	住宅の増改築、車庫、造園とさまざまなリフォームにご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内
	多目的ローン	お買物、レジャー、ブライダルなどあらゆる使いみちにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
	農機ハウスローン	①農機具・農業用自動車の購入（中古農機を含む）、点検修理等に必要な資金 ②パイプハウス等資材・建設費用 ③発電・蓄電設備の取得資金 ④格納庫建設資金 等にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内
	自動車ローン	お車の購入、車庫の建築資金、免許取得資金など車に関することにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
	教育ローン	入学金、授業料、下宿代などお子様またはご本人の教育資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内

※詳しい融資条件につきましてはJAの窓口へお問い合わせ下さい。なお、お申込みに際しましては、当JA所定の審査をいたします。結果によりましては、ご希望に添えかねる場合もございますので、予めご了承下さい。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通じて全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇国債窓販

国債【利付国債・個人向け国債】の窓口販売の取り扱いをしています。

●国債窓販一覧

種類	期間	申込単位	発行	留意事項
長期利付国債	10年	5万円	月1回	中途売却する場合、市場価格の変動により売却価格が購入価格を下回ることがあります。
中期利付国債	2年・5年			
個人向け国債	変動10年	1万円		- 発行から1年間は、中途換金できません。 - 発行から1年経過以降であれば中途換金することができますが、その場合、原則として※中途換金調整額として直近2回分の利子（税引前）相当額×0.79685のお支払が必要です。
	固定3・5年			

※ 発行から一定期間の間に中途換金する場合には、中途換金調整額が異なることがあります。

(注) 国債は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。

◇ネットバンク

インターネットに接続されているパソコン・スマートフォンからご利用貯金口座の残高や入出金明細の照会のほか、指定口座への振込・振替等のサービス及びマルチペイメントネットワークによる収納サービスの取り扱いもご利用いただけます。

◇ＪＡバンクアプリ

インターネットに接続されているパソコン・スマートフォンからご利用貯金口座の残高や入出金明細の照会のほか、Pay B収納サービスによる税金等を簡単にお支払いいただけます。

◇投資信託窓口販売

投資信託は、たくさんのお客様から集められた資金をひとつにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客様に還元する実績分配型の金融商品です。

◇その他のサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金・送金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしております。

また、ＪＡカード（クレジットカード）サービス、貸金庫のご利用（太子支店・高鷲支店・三日市支店）、全国のＪＡバンクＡＴＭ及びゆうちょ銀行ＡＴＭでの貯金の出し入れ（終日手数料無料）、コンビニエンス・ストアＡＴＭ（一部を除く）での貯金の出し入れや、提携銀行等でも現金引き出しの出来るキャッシュサービスなど、さまざまなサービスに努めております。

◇手数料一覧

			3万円未満1件につき	3万円以上1件につき
振込手数料	当JA本店あて	窓口利用	無料	無料
		ATM	無料	無料
		インターネット バンキング(個人)	無料	無料
		法人ネットバンク	無料	無料
	系統金融機関あて	窓口利用	220円	440円
		ATM	110円	220円
		インターネット バンキング(個人)	110円	220円
		法人ネットバンク	110円	220円
	他金融機関あて	窓口利用	電信扱い 文書扱い	550円 440円
		ATM	220円	440円
インターネット バンキング(個人)		220円	440円	
法人ネットバンク		220円	440円	
※ATMでの振り込みはキャッシュカードが必要です。				
送金手数料	当JA本店 ・ 系統金融機関あて	(1件につき)	440円	
	他金融機関あて	(1件につき)	660円	
取立手数料	電子交換※1	(1通)	880円	
	個別取立※2	(1通)	880円	
※1 電子交換所を利用する全ての手形・小切手等は、電子交換取立として手数料の受領対象となります。 ただし、当JA同一店舗宛は無料とします。 ※2 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手等郵送対応が必要となるもの。 ただし、880円を超える取立経費を要する場合は、その実費を申し受けます。				
定時自動送金手数料	当JA本店あて	電信扱い	無料	無料
		文書扱い		
	系統金融機関あて	電信扱い	220円	440円
		文書扱い		
	他金融機関あて	電信扱い	495円	715円
		文書扱い	385円	605円
※定時自動送金での振込には送金手数料とは別に取扱手数料(1件につき55円)がかかります。				
その他の為替手数料	送金・振込の組戻料	(1件につき)	880円	
	不渡手形返却料	(1通につき)	880円	
	取立手形組戻料	(1通につき)	880円	
	取立手形店頭呈示料	(1通につき)	880円	
※ただし、880円を超える取立経費を要する場合は、その実費を申し受けます。				
貯金業務の手数料	貯金残高証明書	(1通につき)	220円	
	取引履歴照合表等	(1件につき)	440円	
	再発行手数料	貯金通帳※1	(1冊につき)	550円
		貯金証書※1	(1通につき)	550円
		J C キャッシュカード※1	(1枚につき)	1,100円
	行政機関からの貯金等の照会(当組合の管轄内市町村は除く)	(1件につき)	220円	
未利用口座管理手数料	(年 間)	1,320円		
※1 紛失・盗難による再発行の場合にいただきます。 ※2 お客様の依頼による場合にのみいただきます。				
融資業務の手数料	貸出金証明書	貸出金残高証明書	(1通につき)	220円
		融資証明書	(1通につき)	220円
		貸出金 ・ 利息に関する証明書	(1通につき)	220円
	再発行手数料	ローンカード	(1枚につき)	1,100円
		貸出金償還明細表	(1通につき)	550円
		事務手数料		33,000円
	住宅ローン手数料	全額繰上返済	貸付後7年以内 貸付後7年超	11,000円 5,500円
		一部繰上返済	固定期間選択中	33,000円
		一部繰上返済		3,300円
		JAネットバンクによる一部繰上返済		無料
		返済を伴わない条件変更		5,500円
	リフォームローン手数料	事務手数料		11,000円
		全額繰上返済		5,500円
		一部繰上返済		3,300円
		JAネットバンクによる一部繰上返済		無料
		返済を伴わない条件変更		5,500円
賃貸住宅資金手数料	事務手数料		33,000円	
	全額繰上返済	貸付後7年以内 貸付後7年超	33,000円 11,000円	
	一部繰上返済	固定期間選択中	110,000円	
	一部繰上返済		5,500円	
	返済を伴わない条件変更		11,000円	
その他手数料	国債窓販の保護預り手数料		無 料	
	貸金庫(1契約：年間)	太子支店 高鷲支店、三日市支店(全自動型)	5,500円 大:23,760円、小:19,800円	
	夜間金庫(1契約：月間)	川西支店のみ取扱い	3,300円	
両替手数料	1枚～100枚	当JAに口座をお持ちの方 上記以外の方	無料 660円	
	101枚～500枚		660円	
	501枚～1,000枚		1,320円	
	1,001枚以上		500枚ごとに660円加算	
金種指定払戻手数料	1枚～100枚		無料	
	101枚～500枚		660円	
	501枚～1,000枚		1,320円	
	1,001枚以上		500枚ごとに660円加算	
硬貨整理手数料	1枚～100枚		無料	
	101枚～500枚		660円	
	501枚～1,000枚		1,320円	
	1,001枚以上		500枚ごとに660円加算	
振込手数料	月額基本手数料	振込・照会サービスのみの	1,100円	
		振込・照会サービス+データ転送サービス※1	3,300円	
		宛先・振替先	3万円未満1件につき	3万円以上1件につき
	総合振込手数料 データ・ファイル転送※2	当JA本店	無料	無料
		系統金融機関	110円	220円
		他金融機関	220円	440円
	給与・賞与振込 データ・ファイル転送※2	当JA本店	無料	無料
		系統金融機関	110円	220円
		他金融機関	110円	220円
	口座振替手数料	当JA本店	法人JAネットバンク その他の方法によるもの	1件につき55円 1件につき110円

※1 データ転送にくわえ、ファイル伝送をお申込みされた場合についても、月額利用料に変更はありません。

※2 総合振込の振込手数料はデータ転送、ファイル転送とも同じ金額になります。

※3 各種手数料金額には消費税が含まれています。詳しいことは、窓口でおたずねください。

[共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念にひと・いえ・くるま・農業などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

●共済仕組み一覧

種類 項目	長期共済 (共済期間が5年以上の契約)	内容・留意事項
生命系	医療共済 【メディフル】	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
	引受緩和型医療共済	健康に不安がある方もご加入しやすい保障です。日帰り入院から持病（既往症）の悪化や再発にもしっかり保障します。18歳から80歳まで幅広い年齢の方にご加入いただけます。
	終身共済	一生涯にわたって万一（死亡・後遺障害）の保障を備えられます。一時金だけでなく、ご家族の生活資金を年金でお受取りになれる保障プラン（生活保障特約・家族収入保障特約）もあります。
	一時払終身共済 (平28.10)	まとまった資金を活用して万一（死亡）に備える一生涯の保障で、将来の安心を確保することができ、死亡共済金を相続対策に活用いただけます。
	引受緩和型終身共済	健康に不安がある方もご加入しやすい保障で、18歳から80歳まで幅広い年齢の方にご加入いただけます。一生涯にわたって万一（死亡）の保障を備えられます。
	養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一（死亡・後遺障害）の保障です。
	こども共済 【学資応援隊】 【にじ】【えがお】	お子さまやお孫さまの教育資金の準備に活用いただけます。高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっています。
	予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	毎月・毎年の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。（ご契約後6年目以降、1年ごとに予定利率を見直します。）
	がん共済	上皮内がんを含む様々な「がん」や「脳腫瘍」の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。
	介護共済	一生涯にわたって介護の不安に備えられます。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
	認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障し、一生涯にわたって備えられます。
	一時払介護共済	まとまった資金を活用して一生涯にわたって介護の保障を確保することができます。万一（死亡）の場合には死亡給付金をお受取りになれます。
	生活障害共済 【働くわたしのささエール】	身体障害者手帳制度（公的制度）に連動した幅広い身体障害状態に備えられる保障で、働けなくなったときのリスクに備えられます。
	特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	「三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）」に加え、「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障し、継続治療にかかる様々な経済的負担に備えられます。
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一（死亡・後遺障害）の保障を備えられます。共済期間を5年・10年・15年の更新タイプと50歳から80歳までの歳満了タイプからお選びいただけます。（主に法人向けに90歳・99歳満了タイプもあります。）
	定期生命共済 (逡減期間設定型)	ライフステージに応じて保障金額を逡減させることにより、お手頃な共済掛金で万一（死亡・後遺障害）の保障を備えられます。
建物系	建物更生共済 【むてきプラス】 【My 家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は建物の新・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

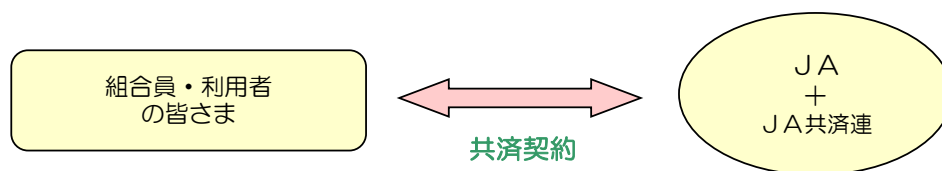
短期共済 (共済期間が5年未満の契約)	内容・留意事項
自動車共済 【クルマスター】	対人賠償や対物賠償をはじめ、人身傷害、車両保障、車両諸費用保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。掛金割引制度も充実しています。
自賠償共済	法律ですべての自動車（注記1）に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。注記1：農耕作業用小型特殊自動車を除きます。
傷害共済	日常のさまざまなアクシデントによる死亡や負傷を保障する共済です。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。農地面積と支払限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。
賠償責任共済	日常生活上の賠償事故を保障します。

※ この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧下さい。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。

◇ JA共済の役割

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けいたします。



JA： JA共済の窓口です。組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

JA共済連： JAの共済事業をバックアップするため、さまざまな企画や開発、資産運用などを行っています。

[営農事業]

「農家所得の向上」「地域農業の振興」のため、TAC職員及び営農経済センター職員が連携し、担い手農業者への積極的な巡回訪問を行い、営農指導活動の充実及び生産コストの低減に向けた活動を強化致します。

◇営農指導事業

担い手の確保・育成と多様化する組合員への支援、営農指導・提案力の強化、農地保全管理事業による耕作放棄地の未然防止、利用事業の充実による地域農業の活性化、販売事業による主要作物の振興とともに、つながり強化のための営農経済センター職員による農家訪問、TAC活動では担い手農家、販売農家に対して出向く指導活動を行い、「農家所得の向上」「地域農業の振興」「持続可能な都市農業の展開」の実現に向け取り組んでいます。

◇販売事業

時代に即した販売体制の確立、茄子部会やシャインマスカット部会等出荷部会による高付加価値品目の検討・栽培推進や高品質化と供給体制の充実、販売PRによる販売強化を軸に、消費者や実需者に支持・信頼・選ばれるJA大阪南農産物「大阪ぶどう」「大阪茄子」「大阪きゅうり」「大阪いちじく」等のブランドを確立、マーケットインに基づく多様な販売方式を拡充し、農家所得の向上に取り組んでいます。

◇ファーマーズ事業

平成19年6月27日に道の駅しらとりの郷内に「あすかてくるで羽曳野店」、平成26年11月29日に道の駅くろまろの郷内に「あすかてくるで河内長野店」を開設し、JA大阪南管内で生産・製造された新鮮で安全・安心な農産物・加工品を消費者に直接供給するとともに、生産者と消費者の交流の場づくりを進めてまいりました。少量多品目農産物の生産量の増強、ならびに付加価値づくりによる農産物の有利販売、農家所得の向上、定年帰農者や高齢者・女性に向けた農業の普及推進により地域農業の振興と活性化を進めました。また、地元農産物の充実を図るため営農指導課を通じて「あすかてくるで作り隊」（野菜・果樹・切り花）の活動にも取り組んでいます。

そして、直売所独自の「地域農業応援ポイントカード」の運用や「あすかてくるで」両店舗の公式LINE・Instagramよりタイムリーな情報発信と割引クーポンを発行する事により来店客の集客に取り組んでいます。また地域貢献活動の一環として富田林市、太子町、河南町には各社会福祉協議会を通じて、こども食堂へ食材の無償提供、羽曳野市の児童養護施設にも食材の無償提供を行いました。

◇利用事業

農業機械の高価格化等で個々の農家で対応が難しくなった各作業について、ライスセンター・育苗施設の各生産ラインの維持、「あすかてくるで」出荷者に向けた提案型の野菜苗の供給、農業用ドローンによる農薬散布の作業受託など利用事業の充実により、農家の作業負担を軽減し、地域農業の活性化につなげています。

◇購買事業

地域の農業生産に必要な肥料、農薬等生産資材の供給をするとともに、生活に必要な米や生活物資の供給も行っています。農用ビニール、鍬、鎌等農業に必要なあらゆる資材・シロアリ工事・エアコンクリーニング・アルピナウォーター・石材石碑・仏壇仏具・健康機器等を取り扱っています。

●主要購買品目

分類		内容・留意事項
生産資材	飼料	配合飼料
	肥料	大阪南統一銘柄（下記）、化成・配合・有機肥料他
	農薬	水稻用、園芸用、除草剤他、各種農薬
	保温資材	農用ビニール、農用ポリ、マルチ、園芸資材
	包装資材	ダンボール箱他、出荷包装資材等
	農業機械	各種農機具
	石油類	灯油、重油、各種オイル製品
	建築資材	シロアリ予防・駆除工事、ビニールハウス施設・資材等、プチリフォーム
	その他	農具類、家庭園芸資材
生活物資	米	うるち精米、モチ精米、玄米
	一般食品	共同積み上げ商品（春、秋、正月用品）他
	衣料品	紳士服、農作業用カッパ、手袋・長靴等
	耐久消費財	各種健康機器、美術工芸品、石材石碑、仏壇仏具
	日用保健雑貨用品	補聴器、日用雑貨品等
	その他	その他生活物資等

- ① 水稻や野菜・果樹などの肥料統一銘柄は次のとおりです。

JA大阪南独自銘柄商品

統一銘柄	チッソ	—	リンサン	—	カリ	適用作物
大阪南有機化成	13	—	8	—	10	水稻・野菜・花卉
大阪南果樹専用配合ベレット	6	—	8	—	6	果樹
大阪南特選配合「きわみ」	6	—	6	—	6	野菜・果樹・花卉
大阪南配合「げんき」	7	—	6	—	7	野菜・果樹・花卉
大阪南ベレット配合「ちから」	8	—	6	—	6	野菜・果樹

銘柄集約商品

ユーコート202早生・中晩生 15kg	22	—	10	—	12	水稻（軽量・省力商品）
化成肥料14-10-13	14	—	10	—	13	水稻・野菜
化成肥料8-8-8-1	8	—	8	—	8	水稻・野菜・果樹

- ② アルピナウォーター、仏壇・仏具、石材・石碑の取り扱いやシロアリ予防駆除相談・工事、補聴器の相談・販売等を行っています。
- ③ 春・秋・正月用品の共同購入など、女性会を中心に生活必需品の供給に努めています。

◇自動車整備センター事業

地域の皆さまの生活に必要な自動車の車検・点検・修理・板金・新車販売を行っています。

また、近畿運輸局から自動車特定整備事業の認証、指定自動車整備事業の指定を受けています。

- ① 新車においては、トヨタ・ニッサン・三菱・スバル・ホンダ・スズキ・マツダ等全メーカーの車種の取り扱いをしております。
- ② 車検予約を実施しており、予約していただいた方には車検時のエンジンオイルを無料としております。
- ③ 車検車両のお客様による店舗への持込・引取・代車無し値引をしております。

◇旅行事業

組合員並びに地域の皆さまの多様なニーズに応えるため、府下ＪＡでは唯一となる第２種旅行業登録を行い、幅広いサービスを提供しています。

- ① 情報の提供から予約まで
旅行情報の提供や旅行商品の紹介から、飛行機・ＪＲ・私鉄各線・観光バス・旅館・ホテル・海外旅行等の手配・予約等まで、あらゆる旅のお手伝いに対応しています。
- ② 豊富なパッケージ商品
ＪＴＢパートナー店として国内日帰り旅行から海外旅行までの商品をＪＴＢ店頭と同様に取り揃えています。さらに農協観光等のパッケージ商品も取り扱うことで、より豊富な商品ラインナップを揃え、多様なニーズへの対応を図っています。
- ③ 団体旅行の企画
グループ・団体・人数等に応じた旅の企画・提案から準備・催行・添乗までのサービスをトータルで提供しています。

◇資産管理・各種相談事業

組合員から寄せられる資産に係る各種相談等に対して、土地有効利用への適切なアドバイスと情報提供に努め、行政・ＪＡグループとの連携強化を図りながら、「農と住の調和したまちづくり」の推進に取り組んでいます。

また、専門家による税務・法律等の各種相談会の開催を通じ、組合員並びに地域の皆様への情報提供を行い、資産管理事業の充実とサービス向上に取り組んでいます。

※ 法律・税務の相談を毎月実施、日程等は広報誌「はばたき」とホームページでご案内しております。

◇生活事業

ＪＡ女性会組織の育成を図りながら、地域住民とのふれあいや高齢化に伴う福祉活動、生活文化活動に取り組んでいます。

(2) JAバンク・セーフティーネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【経営資料】
I. 決算の状況
1. 貸借対照表

(単位：千円)

資産			負債及び純資産		
科目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	科目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
1 信用事業資産	629,974,046	635,784,393	1 信用事業負債	622,303,532	628,151,734
(1) 現金	2,274,372	2,544,255	(1) 貯金	621,169,610	626,444,355
(2) 預金	527,961,418	524,696,556	(2) 借入金	101,813	1,362
系統預金	526,461,418	523,196,556	(3) その他の信用事業負債	1,017,018	1,691,069
系統外預金	1,500,000	1,500,000	未払費用	244,927	594,647
(3) 有価証券	31,093,403	31,708,978	その他の負債	772,090	1,096,422
国債	29,660,803	30,319,678	(4) 睡眠貯金払戻引当金	15,089	14,947
地方債	1,432,600	1,389,300	2 共済事業負債	1,128,164	1,145,877
(4) 貸出金	65,402,724	72,920,899	(1) 共済資金	478,004	472,044
(5) その他の信用事業資産	3,312,210	3,967,734	(2) 未経過共済付加収入	645,450	668,312
未収収益	3,206,462	3,853,930	(3) 共済未払費用	4,108	4,906
その他の資産	105,748	113,803	(4) その他の共済事業負債	601	612
(6) 貸倒引当金	△ 70,083	△ 54,031	3 経済事業負債	204,992	215,025
2 共済事業資産	9,251	20,678	(1) 経済事業未払金	146,689	158,811
(1) その他の共済事業資産	9,251	20,678	(2) 経済受託債務	58,047	55,567
3 経済事業資産	391,921	404,935	(3) その他の経済事業負債	255	646
(1) 経済事業未収金	203,673	203,749	4 雑負債	679,381	670,730
(2) 経済受託債権	13,687	13,435	(1) 未払法人税等	207,603	207,777
(3) 棚卸資産	179,458	196,412	(2) 資産除去債務	156,896	157,731
購買品	151,367	147,952	(3) その他の雑負債	314,881	305,221
販売品	7,689	21,396	5 諸引当金	871,229	696,807
その他の棚卸資産	20,401	27,063	(1) 賞与引当金	152,689	158,752
(4) その他の経済事業資産	1,964	1,971	(2) 退職給付引当金	404,935	242,226
(5) 貸倒引当金	△ 6,863	△ 10,633	(3) 役員退職慰労引当金	77,475	91,050
4 雑資産	493,291	470,251	(4) 特例業務負担引当金	236,129	204,778
(1) 雑資産	493,291	470,251	負債合計	625,187,300	630,880,175
5 固定資産	3,779,007	4,151,229	1 組合員資本	29,095,214	29,937,349
(1) 有形固定資産	3,765,843	4,139,781	(1) 出資金	3,394,466	3,310,189
建物	5,483,769	5,972,436	(2) 資本準備金	858,188	858,188
機械装置	539,686	539,936	(3) 利益剰余金	24,911,910	25,824,549
土地	1,758,549	1,756,890	利益準備金	5,939,000	6,139,000
リース資産	80,894	80,894	その他利益剰余金	18,972,910	19,685,549
建設仮勘定	82,759	—	信用事業基盤強化積立金	6,000,000	6,000,000
その他の有形固定資産	1,745,996	1,884,520	圧縮積立金	140,188	135,012
減価償却累計額	△ 5,925,812	△ 6,094,897	特別積立金	6,175,981	6,175,981
(2) 無形固定資産	13,163	11,448	当期末処分剰余金	6,656,741	7,374,555
6 外部出資	19,122,347	19,122,347	(うち当期剰余金)	(852,905)	(979,260)
(1) 外部出資	19,122,347	19,122,347	(4) 処分未済持分	△ 69,351	△ 55,577
系統出資	18,791,955	18,791,955	2 評価・換算差額等	△ 318,505	△ 692,180
系統外出資	330,392	330,392	(1) その他有価証券評価差額金	△ 318,505	△ 692,180
7 繰延税金資産	194,143	171,509	純資産合計	28,776,708	29,245,168
資産合計	653,964,009	660,125,344	負債及び純資産合計	653,964,009	660,125,344

2. 損益計算書

科目	令和6年度	令和7年度
	(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	(令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
1 事業総利益	5,098,837	5,373,598
事業収益	7,133,918	8,367,364
事業費用	2,035,080	2,993,766
(1) 信用事業収益	4,320,238	5,531,039
資金運用収益	4,112,590	5,324,725
(うち預金利息)	(3,178,661)	(4,107,383)
(うち有価証券利息)	(220,684)	(249,997)
(うち貸出金利息)	(510,266)	(770,509)
(うちその他受入利息)	(202,977)	(196,835)
役務取引等収益	134,940	146,995
その他経常収益	72,707	59,318
(2) 信用事業費用	740,525	1,728,817
資金調達費用	447,770	1,420,402
(うち貯金利息)	(437,780)	(1,403,868)
(うち給付補填備金繰入)	(2,073)	(2,822)
(うち借入金利息)	(3,771)	(2,977)
(うちその他支払利息)	(4,145)	(10,733)
役務取引等費用	29,425	29,841
その他経常費用	263,329	278,573
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(6,612)	(1,859)
信用事業総利益	3,579,712	3,802,222
(3) 共済事業収益	1,160,067	1,212,586
共済付加収入	1,055,938	1,084,374
その他の収益	104,129	128,211
(4) 共済事業費用	31,662	31,410
共済推進費	20,327	20,933
その他の費用	11,334	10,477
共済事業総利益	1,128,405	1,181,175
(5) 購買事業収益	747,474	714,429
購買品供給高	687,482	682,721
購買手数料	45,808	28,495
その他の収益	14,182	3,213
(6) 購買事業費用	677,222	663,616
購買品供給原価	606,449	608,216
購買品供給費	11,381	—
その他の費用	59,391	55,400
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,113)	(3,818)
(うち貸倒損失)	(20)	(—)
購買事業総利益	70,251	50,813
(7) 自動車整備センター事業収益	70,297	67,557
自動車供給高	64,571	61,298
自動車手数料	5,089	5,511
その他の収益	637	747
(8) 自動車整備センター事業費用	27,521	26,604
自動車供給原価	17,952	16,441
その他の費用	9,569	10,162
(うち貸倒引当金繰入額)	(88)	(—)
自動車整備センター事業総利益	42,776	40,953
(9) 販売事業収益	48,189	38,128
販売品販売高	43,149	32,511
販売手数料	161	312
その他の収益	4,878	5,304
(10) 販売事業費用	50,187	31,905
販売品販売原価	46,409	29,053
その他の費用	3,777	2,852
販売事業総利益	△ 1,997	6,222
(11) ファーマーズ事業収益	634,351	636,447
店舗販売高	428,798	434,076
店舗販売手数料	193,446	190,968
その他の収益	12,105	11,403
(12) ファーマーズ事業費用	373,416	376,477
店舗販売原価	319,347	322,861
その他の費用	54,068	53,616
ファーマーズ事業総利益	260,934	259,970

※令和6年度の自動車整備センター事業につきましては、農機事業分を含んでおります。

科目	令和6年度	令和7年度
	(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	(令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
(13) 利用事業収益	120,449	124,343
水稻育苗ライスセンター収益	95,353	65,524
精米機利用収益	16,433	16,217
その他の収益	8,662	42,601
(14) 利用事業費用	61,124	59,422
水稻育苗ライスセンター費用	53,777	51,510
精米機利用費用	1,338	1,261
その他の費用	6,008	6,650
利用事業総利益	59,324	64,921
(15) 旅行事業収益	18,863	27,181
旅行取扱手数料	16,404	25,660
その他の収益	2,459	1,520
(16) 旅行事業費用	479	622
その他の費用	479	622
旅行事業総利益	18,384	26,559
(17) 宅地等供給事業収益	2,926	3,449
(18) 宅地等供給事業費用	374	284
宅地等供給事業総利益	2,551	3,165
(19) 指導事業収入	11,059	12,200
指導事業補助金	10,113	11,181
実費収入	946	1,018
(20) 指導事業支出	72,565	74,605
営農改善費	43,060	43,971
生活改善費	5,968	5,125
教育情報費	23,535	25,508
指導事業収支差額	△ 61,505	△ 62,405
2 事業管理費	4,313,558	4,413,669
(1) 人件費	2,994,908	3,014,777
(2) 業務費	547,979	564,964
(3) 諸税負担金	137,717	154,137
(4) 施設費	616,808	659,840
(5) その他事業管理費	16,144	19,948
事業利益	785,279	959,928
3 事業外収益	376,463	388,635
(1) 受取雑利息	302	264
(2) 受取出資配当金	340,064	340,064
(3) 賃貸料	359	359
(4) 貸倒引当金戻入益	2,984	16,099
(5) 雑収入	32,751	31,846
4 事業外費用	32,449	24,000
(1) 寄付金	926	1,653
(2) 減価償却費	2,080	2,150
(3) 租税公課	1,578	1,570
(4) 雑損失	27,864	18,626
経常利益	1,129,294	1,324,563
5 特別利益	116,136	—
(1) LPガス事業譲渡益	115,656	—
(2) 資産除去債務戻入益	479	—
6 特別損失	86,382	45,449
(1) 固定資産処分損	2,964	35,734
(2) 減損損失	55,177	9,715
(3) LPガス設備リース解約損	28,240	—
税引前当期利益	1,159,047	1,279,113
法人税、住民税及び事業税	277,044	277,218
法人税等調整額	29,098	22,634
法人税等合計	306,142	299,852
当期剰余金	852,905	979,260
当期首繰越剰余金	5,803,835	6,395,294
当期末処分剰余金	6,656,741	7,374,555

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,159,047	1,279,113
減価償却費	271,692	266,361
減損損失	55,177	9,715
資産除去債務関係損益(△は益)	2,336	1,041
貸倒引当金の増減額(△は減少)	191	△ 12,281
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	1,999	△ 142
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,585	6,062
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 112,390	△ 162,709
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	13,101	13,574
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△ 25,460	△ 31,350
信用事業資金運用収益	△ 4,091,343	△ 5,301,164
信用事業資金調達費用	447,770	1,420,402
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 340,367	△ 340,328
有価証券関係損益(△は益)	△ 21,246	△ 23,560
固定資産処分関係損益(△は益)	12,690	41,581
その他	△ 3,641	123
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△は増加)	△ 10,868,878	△ 7,518,175
預金の純増減(△は増加)	17,400,000	3,800,000
貯金の純増減(△は減少)	△ 4,001,228	5,274,745
信用事業借入金の純増減(△は減少)	△ 2,265	△ 100,451
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	39,455	△ 8,055
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	△ 295,243	327,610
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△は減少)	△ 10,093	△ 5,959
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	19,190	22,862
共済未払費用の純増減(△は減少)	△ 789	798
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	1,276	△ 11,426
その他の共済事業負債の純増減(△は減少)	△ 436	11
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は増加)	11,305	△ 75
経済受託債権の純増減(△は増加)	1,116	252
棚卸資産の純増減(△は増加)	12,720	△ 16,954
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は減少)	38,078	12,121
経済受託債務の純増減(△は減少)	3,813	△ 2,479
その他の経済事業資産の純増減(△は増加)	8	△ 6
その他の経済事業負債の純増減(△は減少)	△ 206	391
(その他の資産及び負債の純増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	42,404	829
その他の負債の純増減(△は減少)	△ 8,058	24,478
未払消費税等の純増減(△は減少)	13,066	△ 13,066
信用事業資金運用による収入	3,980,221	4,653,695
信用事業資金調達による支出	△ 287,818	△ 1,073,961
小計	3,459,782	2,533,622
雑利息及び出資配当金の受取額	340,369	340,330
法人税等の支払額	△ 303,380	△ 277,044
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,496,771	2,596,908
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 3,073,780	△ 979,690
有価証券の売却による収入	—	14,000
固定資産の取得による支出	△ 383,754	△ 651,952
固定資産の処分等による収入	△ 7,768	△ 37,928
資産除去債務の履行による支出	△ 2,368	△ 205
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,467,671	△ 1,655,775
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△ 57,926	△ 55,884
持分の取得による支出	△ 38,285	△ 17,292
持分の譲渡による収入	3,285	3,687
出資配当金の支払額	△ 68,508	△ 66,622
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 161,434	△ 136,111
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 132,334	805,020
5 現金及び現金同等物の期首残高	4,608,125	4,475,790
6 現金及び現金同等物の期末残高	4,475,790	5,280,811

4. 注記表

令和6年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
(1) 満期保有目的の債券：償却原価法(定額法)
(2) その他有価証券
① 時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品及び販売品及びその他の棚卸資産
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。
(2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
(3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしています。
(4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
(5) 特例業務負担引当金
農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

令和7年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
(1) 満期保有目的の債券：償却原価法(定額法)
(2) その他有価証券
① 時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品及び販売品及びその他の棚卸資産
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。
(2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
(3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしています。
(4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
(5) 特例業務負担引当金
農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

令和6年度 注記表

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業・自動車・農機整備センター事業

主に農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品等を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業・ファーマーズ事業

組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業、宅地等供給事業、指導事業、旅行事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

令和7年度 注記表

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業・自動車整備センター事業

主に農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品等を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業・ファーマーズ事業

組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業、宅地等供給事業、指導事業、旅行事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

令和6年度 注記表

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 258,509千円(繰延税金負債との相殺前)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
課税所得の見積額については、令和7年4月に作成した税効果会計における5ヵ年利益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 55,177千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年4月に作成した税効果会計における5ヵ年利益計画を基礎として算出しており、中期経営計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 76,946千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
① 算定方法
「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4.引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しております。
② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

- (1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 244,024千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)					
建 物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	合 計
187,620	38,729	17,250	94	330	244,024

2. 担保に供している資産

- 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 18,200,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額	— 千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	— 千円

令和7年度 注記表

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 234,155千円(繰延税金負債との相殺前)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
課税所得の見積額については、令和8年4月に作成した税効果会計における5ヵ年利益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 9,715千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年4月に作成した税効果会計における5ヵ年利益計画を基礎として算出しており、中期経営計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 64,664千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
① 算定方法
「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4.引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しております。
② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

- (1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 244,024千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)					
建 物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	合 計
187,620	38,729	17,250	94	330	244,024

2. 担保に供している資産

- 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 18,200,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額	— 千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	— 千円

令和6年度 注記表

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準する債権額は167,299千円、危険債権額は657,340千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準する債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権の合計額は824,640千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 当座貸越契約
当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、1,523,592千円です。
なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、育苗・ライスセンターについては、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。
- | 場 所 | 用 途 | 種 類 | その他 |
|------------|-----|------------------|----------|
| 西浦営農経済センター | 店舗 | 土地、建物附属設備、工具器具備品 | 事業用資産 |
| 本店営農部（太井川） | 事務所 | 土地 | 遊休資産（予定） |
- (2) 減損損失を認識するに至った経緯
事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。
また、遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。既存本店建物の部署配置見直しにより、2ヵ所での本店運用体制を1ヵ所に統合することで本店業務の効率化及び機能強化を図ることから、本店営農部（太井川）の資産のグルーピングの単位を本店（共用資産）から独立するように変更しました。

令和7年度 注記表

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準する債権額は169,646千円、危険債権額は614,033千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準する債権を除く。）です。
債権のうち、貸出条件緩和債権は1,362千円、三月以上延滞債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は785,042千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 当座貸越契約
当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、1,454,228千円です。
なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、育苗・ライスセンターについては、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。
- | 場 所 | 用 途 | 種 類 | その他 |
|------------|-----|--------------|----------|
| 大伴営農経済センター | 店舗 | 機械装置、工具器具備品 | 事業用資産 |
| 旧彼方支店 | 遊休等 | 土地 | 遊休資産等 |
| 旧西板持支店 | 遊休等 | 土地、建物、工具器具備品 | 遊休資産等 |
| 本店営農部（太井川） | 事務所 | 土地、建物、建物附属設備 | 遊休資産（予定） |
- (2) 減損損失を認識するに至った経緯
事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。
また、遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、地価が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

令和6年度 注記表

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場所	金額
西浦営農経済センター	1,588 (土地 316、建物附属設備 445、工具器具備品 826)
本店営農部 (太井川)	53,588 (土地 53,588)
合 計	55,177 (土地 53,905、建物附属設備 445、工具器具備品 826)

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を基礎として算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、8.63%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他の有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括室を設置し融資管理課、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については債権管理委員会及び融資管理課で管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.16%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 368,061千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

令和7年度 注記表

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場所	金額
大伴営農経済センター	5,902 (機械装置 2,886、工具器具備品 3,016)
旧彼方支店	1,060 (土地 1,060)
旧西板持支店	1,146 (土地 0、建物 392、工具器具備品 753)
本店営農部 (太井川)	1,606 (土地 598、建物 79、建物附属設備 928)
合 計	9,715 (土地 1,658、建物 472、建物附属設備 928、機械装置 2,886、工具器具備品 3,769)

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を基礎として算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、6.81%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他の有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括室を設置し融資管理課、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については債権管理委員会及び融資管理課で管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%減少したものと想定した場合には、経済価値が 508,025千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

令和6年度 注記表

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準する価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	527,961,418	527,211,090	△ 750,328
有価証券			
満期保有目的の債券	26,456,003	22,388,860	△ 4,067,143
その他有価証券	4,637,400	4,637,400	—
貸出金	65,402,724		
貸倒引当金(注)	△ 70,082		
貸倒引当金控除後	65,332,642	65,221,171	△ 111,470
資産 計	624,387,463	619,458,522	△ 4,928,941
貯 金	621,169,610	620,122,079	△ 1,047,530
負債 計	621,169,610	620,122,079	△ 1,047,530

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資 産】

① 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

① 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	19,122,347

令和7年度 注記表

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準する価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	524,696,556	523,760,608	△ 935,948
有価証券			
満期保有目的の債券	26,967,978	20,756,020	△ 6,211,958
その他有価証券	4,741,000	4,741,000	—
貸出金	72,920,899		
貸倒引当金(注)	△ 54,030		
貸倒引当金控除後	72,866,868	72,096,692	△ 770,176
資産 計	629,272,403	621,354,320	△ 7,918,082
貯 金	626,444,355	624,981,477	△ 1,462,877
負債 計	626,444,355	624,981,477	△ 1,462,877

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資 産】

① 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

① 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	19,122,347

令和6年度 注記表

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	526,461,418	—	—	500,000	1,000,000	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	26,700,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	5,000,000
貸出金(注1、2)	3,756,603	3,032,978	3,204,133	3,304,950	3,066,480	48,885,054
合 計	530,218,022	3,032,978	3,204,133	3,804,950	4,066,480	80,585,054

(注1) 貸出金のうち、当座貸越534,805千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 152,523千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	607,064,319	5,010,342	7,277,539	346,047	1,065,890	405,469

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	26,056,003	22,036,870	△ 4,019,133
	地方債	400,000	351,990	△ 48,010
	小計	26,456,003	22,388,860	△ 4,067,143
合 計		26,456,003	22,388,860	△ 4,067,143

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	3,059,300	2,969,073	90,226
	国 債	2,026,700	1,969,206	57,493
	地方債	1,032,600	999,866	32,733
	小計	3,059,300	2,969,073	90,226
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	1,578,100	1,986,832	△ 408,732
	国 債	1,578,100	1,986,832	△ 408,732
	小計	1,578,100	1,986,832	△ 408,732
合 計		4,637,400	4,955,905	△ 318,505

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与金支給規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

令和7年度 注記表

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	523,196,556	—	500,000	1,000,000	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	27,200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	5,500,000
貸出金(注1、2)	3,752,043	3,732,860	3,814,982	3,613,120	3,468,978	54,394,551
合 計	526,948,599	3,732,860	4,314,982	4,613,120	3,468,978	87,094,551

(注1) 貸出金のうち、当座貸越485,591千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 144,363千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	605,453,981	6,886,695	12,329,854	837,523	535,741	400,559

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	26,567,978	20,435,200	△ 6,132,778
	地方債	400,000	320,820	△ 79,180
	小計	26,967,978	20,756,020	△ 6,211,958
合 計		26,967,978	20,756,020	△ 6,211,958

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	4,741,000	5,433,180	△ 692,180
	国 債	3,751,700	4,433,294	△ 681,594
	地方債	989,300	999,886	△ 10,586
	小計	4,741,000	5,433,180	△ 692,180
合 計		4,741,000	5,433,180	△ 692,180

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与金支給規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

令和6年度 注記表

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表		
期首における退職給付債務	3,438,323	千円
勤務費用	154,869	千円
利息費用	20,629	千円
数理計算上の差異の発生額	△ 245,259	千円
退職給付の支払額	△ 314,383	千円
期末における退職給付債務	3,054,180	千円
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表		
期首における年金資産	3,083,657	千円
期待運用収益	28,802	千円
数理計算上の差異の発生額	190	千円
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	88,418	千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	78,380	千円
退職給付の支払額	△ 282,117	千円
期末における年金資産	2,997,333	千円
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表		
退職給付債務	3,054,180	千円
特定退職金共済制度	△ 1,475,940	千円
確定給付企業年金制度	△ 1,521,393	千円
未積立退職給付債務	56,846	千円
未認識数理計算上の差異	348,089	千円
貸借対照表計上額純額	404,935	千円
退職給付引当金	404,935	千円
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用	154,869	千円
利息費用	20,629	千円
期待運用収益	△ 28,802	千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 60,021	千円
合計	86,674	千円
(6) 年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。		
債券	35.4	%
年金保険投資	12.5	%
現金及び預金	1.5	%
一般勘定	50.6	%
合計	100	%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載		
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。		
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項		
割引率	1.4	%
長期期待運用収益率	0.93	%

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 33,651千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 33,651千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

令和7年度 注記表

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表		
期首における退職給付債務	3,054,180	千円
勤務費用	137,236	千円
利息費用	42,758	千円
数理計算上の差異の発生額	△ 267,939	千円
退職給付の支払額	△ 233,906	千円
期末における退職給付債務	2,732,329	千円
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表		
期首における年金資産	2,997,333	千円
期待運用収益	31,800	千円
数理計算上の差異の発生額	△ 276	千円
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	77,677	千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	77,130	千円
退職給付の支払額	△ 206,255	千円
期末における年金資産	2,977,409	千円
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表		
退職給付債務	2,732,329	千円
特定退職金共済制度	△ 1,456,207	千円
確定給付企業年金制度	△ 1,521,202	千円
未積立退職給付債務	△ 245,080	千円
未認識数理計算上の差異	487,306	千円
貸借対照表計上額純額	242,226	千円
退職給付引当金	242,226	千円
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用	137,236	千円
利息費用	42,758	千円
期待運用収益	△ 31,800	千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 128,444	千円
合計	19,749	千円
(6) 年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。		
債券	34.5	%
年金保険投資	12.5	%
現金及び預金	2	%
一般勘定	51	%
合計	100	%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載		
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。		
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項		
割引率	2.4	%
長期期待運用収益率	1.06	%

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 34,381千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 34,381千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

令和6年度 注記表

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	115,721 千円
特例業務負担引当金	67,364 千円
資産除去債務	44,919 千円
賞与引当金	42,630 千円
役員退職慰労引当金	22,181 千円
未払事業税	17,660 千円
減価償却超過額	77,197 千円
減損損失	78,305 千円
未収貸付金利息	13,363 千円
賞与引当金に係る未払費用	7,135 千円
その他有価証券評価差額金	91,188 千円
その他	23,845 千円
繰延税金資産計	601,513 千円
評価性引当額	△ 343,004 千円
繰延税金資産合計 (A)	258,509 千円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△ 54,106 千円
資産除去費用の資産計上額	△ 4,329 千円
外部出資	△ 5,634 千円
土地収用清算金	△ 294 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 64,365 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	194,143 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.61 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.10 %
法人税軽減税率	△ 0.03 %
住民税均等割等	0.90 %
税額控除	△ 0.48 %
評価性引当額の増減	0.84 %
税率変更等による影響	△ 0.21 %
その他	△ 0.04 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.41 %

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税等の一部を改正する法律」(法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、翌々事業年度以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.92%から28.63%に変更されます。この変更を勘案して、当事業年度末における一時差異を基礎として再計算した場合、当事業年度末における繰延税金資産は2,404千円増加し、法人税等調整額は2,404千円減少することになります。

なお、翌々事業年度における実際の影響額は、翌々事業年度末における一時差異を基礎として計算されるため、上記の金額とは異なることとなります。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X. その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

- (1) リース資産の内容及び減価償却の方法
ファイナンス・リース取引
- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の内容
・有形固定資産
主として、信用事業及び共済事業における端末機です。
リース資産の減価償却の方法
「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。
- (2) オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。
- | | |
|------|-----------|
| 1年以内 | 8,536 千円 |
| 1年超 | 16,570 千円 |
| 合 計 | 25,107 千円 |

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、定期借地権契約や賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

令和7年度 注記表

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	69,349 千円
特例業務負担引当金	58,628 千円
資産除去債務	45,158 千円
賞与引当金	45,450 千円
役員退職慰労引当金	26,067 千円
未払事業税	19,773 千円
減価償却超過額	77,080 千円
減損損失	78,780 千円
未収貸付金利息	14,082 千円
賞与引当金に係る未払費用	7,637 千円
その他有価証券評価差額金	198,171 千円
その他	38,491 千円
繰延税金資産計	678,672 千円
評価性引当額	△ 444,516 千円
繰延税金資産合計 (A)	234,155 千円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△ 52,607 千円
資産除去費用の資産計上額	△ 4,109 千円
外部出資	△ 5,634 千円
土地収用清算金	△ 294 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 62,645 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	171,509 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.56 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.71 %
法人税軽減税率	△ 0.03 %
住民税均等割等	0.82 %
税額控除	△ 2.38 %
評価性引当額の増減	△ 0.43 %
その他	△ 0.31 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.44 %

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X. その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

- (1) リース資産の内容及び減価償却の方法
ファイナンス・リース取引
- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の内容
・有形固定資産
主として、信用事業及び共済事業における端末機です。
リース資産の減価償却の方法
「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。
- (2) オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。
- | | |
|------|-----------|
| 1年以内 | 7,615 千円 |
| 1年超 | 18,482 千円 |
| 合 計 | 26,098 千円 |

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、定期借地権契約や賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

令和6年度 注記表

② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に37年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に1.484%)を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度の期首残高	156,928 千円
時の経過による調整額	982 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△ 1,014 千円</u>
当事業年度末残高	156,896 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

3. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係	
令和6年3月31日	
現金・預金勘定	547,768,125 千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△ 543,160,000 千円</u>
現金及び現金同等物	<u>4,608,125 千円</u>

令和7年3月31日	
現金・預金勘定	530,235,790 千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△ 525,760,000 千円</u>
現金及び現金同等物	<u>4,475,790 千円</u>

(3) 重要な非資金取引

① 当期に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」及び「リース債務」の額
該当ありません。

② 当期に計上した資産除去債務の金額
該当ありません。

令和7年度 注記表

② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に37年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に1.484%)を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度の期首残高	156,896 千円
時の経過による調整額	990 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△ 155 千円</u>
当事業年度末残高	157,731 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

3. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係	
令和7年3月31日	
現金・預金勘定	530,235,790 千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△ 525,760,000 千円</u>
現金及び現金同等物	<u>4,475,790 千円</u>

令和8年3月31日	
現金・預金勘定	527,240,811 千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△ 521,960,000 千円</u>
現金及び現金同等物	<u>5,280,811 千円</u>

(3) 重要な非資金取引

① 当期に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」及び「リース債務」の額
該当ありません。

② 当期に計上した資産除去債務の金額
該当ありません。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和6年度 総代会承認日 令和7年6月24日	令和7年度 総代会承認日 令和8年6月24日
当期末処分剰余金	6,656,741	7,374,555
任意積立金取崩額	5,175	3,871
圧縮積立金	5,175	3,871
剰余金処分額	266,622	265,208
(1) 利益準備金	200,000	200,000
(2) 任意積立金	—	—
信用事業基盤強化積立金	—	—
(3) 出資配当金	66,622	65,208
(出資配当率)	(2.0%)	(2.0%)
次期繰越剰余金	6,395,294	7,113,218

(注) 1. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	信用事業基盤強化積立金
積立目的	信用事業基盤強化に必要な資金を積立てる。
積立目標額	期末貯金・定期積金残高の 1,000分の10
積立基準	目標額の範囲内において、当期剰余金を参酌し積立てる。
取崩基準	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の範囲内で取り崩す。

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 50,000 千円

令和7年度 50,000 千円

6. 部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	7,133,918	4,320,238	1,160,067	1,414,878	227,872	10,863	
事業費用 ②	2,035,080	740,525	31,662	1,060,933	158,900	43,060	
事業総利益 (①－②) ③	5,098,837	3,579,712	1,128,405	353,945	68,972	△ 32,197	
事業管理費 ④	4,313,558	2,452,986	755,233	784,698	277,820	42,821	
(うち減価償却費) ⑤	(269,611)	(159,664)	(17,247)	(79,889)	(10,371)	(2,440)	
(うち人件費) ⑤'	(2,994,908)	(1,567,059)	(645,826)	(527,821)	(216,779)	(37,423)	
※うち共通管理費 ⑥		651,449	151,307	172,467	48,074	3,903	△ 1,027,200
(うち減価償却費) ⑦		(45,413)	(10,548)	(12,023)	(3,351)	(272)	(△ 71,607)
(うち人件費) ⑦'		(238,522)	(55,400)	(63,147)	(17,602)	(1,429)	(△ 376,100)
事業利益 (③－④) ⑧	785,279	1,126,726	373,172	△ 430,753	△ 208,848	△ 75,018	
事業外収益 ⑨	376,463	312,269	53,862	7,151	3,054	127	
※うち共通分 ⑩		21,192	4,922	5,610	1,563	127	△ 33,414
事業外費用 ⑪	32,449	20,580	4,780	5,448	1,518	123	
※うち共通分 ⑫		20,580	4,780	5,448	1,518	123	△ 32,449
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	1,129,294	1,418,415	422,254	△ 429,050	△ 207,312	△ 75,014	
特別利益 ⑭	116,136	302	71	81	115,680	2	
※うち共通分 ⑮		302	71	81	23	2	△ 479
特別損失 ⑯	86,382	36,872	8,564	9,763	30,962	221	
※うち共通分 ⑰		36,872	8,564	9,763	2,722	221	△ 58,142
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	1,159,047	1,381,845	413,761	△ 438,732	△ 122,594	△ 75,233	
営農指導事業分配賦額 ⑲		29,980	12,037	15,769	17,447	△ 75,233	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	1,159,047	1,351,865	401,724	△ 454,501	△ 140,041		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均値

(2) 営農指導事業

均等割及び事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共 通 管 理 費 等	63.42	14.73	16.79	4.68	0.38	100.00
営 農 指 導 事 業	39.85	16.00	20.96	23.19		100.00

（参考）部門別の資産

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事 業 別 の 総 資 産	653,964,009	647,073,408	2,570,665	1,168,872	172,424	14,416	2,964,221
総資産(共通資産配賦後)※	653,964,009	648,967,461	3,011,649	1,650,192	307,208	27,497	
(うち固定資産)	(3,779,009)	(1,975,371)	(455,944)	(1,182,629)	(145,962)	(19,099)	

※ 共通資産の他部門への配賦基準：共通管理費等の配賦基準と同じ

6. 部門別損益計算書（令和7年度）

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	8,367,364	5,531,039	1,212,586	1,414,022	197,656	12,058	
事業費用 ②	2,993,766	1,728,817	31,410	1,059,894	129,671	43,971	
事業総利益 (①－②) ③	5,373,598	3,802,222	1,181,175	354,128	67,985	△ 31,913	
事業管理費 ④	4,413,669	2,501,152	734,237	811,903	319,452	46,925	
(うち減価償却費) ⑤	(264,211)	(147,040)	(18,881)	(83,717)	(12,455)	(2,118)	
(うち人件費) ⑤'	(3,014,777)	(1,599,935)	(618,069)	(524,313)	(231,102)	(41,358)	
※うち共通管理費 ⑥		671,351	155,208	184,659	59,117	4,514	△ 1,074,849
(うち減価償却費) ⑦		(53,741)	(12,424)	(14,782)	(4,733)	(361)	(△ 86,041)
(うち人件費) ⑦'		(229,397)	(53,034)	(63,097)	(20,200)	(1,543)	(△ 367,271)
事業利益 (③－④) ⑧	959,928	1,301,070	446,938	△ 457,775	△ 251,467	△ 78,838	
事業外収益 ⑨	388,635	324,475	53,629	7,255	3,140	136	
※うち共通分 ⑩		20,283	4,689	5,578	1,785	136	△ 32,471
事業外費用 ⑪	24,000	14,990	3,466	4,123	1,320	101	
※うち共通分 ⑫		14,990	3,466	4,123	1,320	101	△ 24,000
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	1,324,563	1,610,555	497,101	△ 454,643	△ 249,647	△ 78,803	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	45,449	28,388	6,563	7,808	2,499	191	
※うち共通分 ⑰		28,388	6,563	7,808	2,499	191	△ 45,449
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	1,279,113	1,582,167	490,538	△ 462,451	△ 252,146	△ 78,994	
営農指導事業分配賦額 ⑲		31,717	12,584	14,439	20,254	△ 78,994	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	1,279,113	1,550,450	477,954	△ 476,890	△ 272,400		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均値

(2) 営農指導事業

均等割及び事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共 通 管 理 費 等	62.46	14.44	17.18	5.50	0.42	100.00
営 農 指 導 事 業	40.15	15.93	18.28	25.64		100.00

（参考）部門別の資産

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事 業 別 の 総 資 産	660,125,344	652,910,642	2,583,497	1,162,077	169,746	15,393	3,283,986
総資産(共通資産配賦後)※	660,125,344	654,944,916	3,053,797	1,741,743	355,321	29,564	
(うち固定資産)	(4,151,229)	(2,184,774)	(497,143)	(1,253,489)	(194,009)	(21,813)	

※ 共通資産の他部門への配賦基準：共通管理費等の配賦基準と同じ

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号）に基づく、当JAの財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確 認 書

1. 私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月3日

大阪南農業協同組合
代表理事組合長

内 本 直 哉

8. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	6,793,248	6,942,345	6,918,564	7,133,918	8,367,364
信 用 事 業 収 益	4,055,114	4,220,377	4,150,087	4,320,238	5,531,039
共 済 事 業 収 益	1,155,876	1,126,860	1,134,521	1,160,067	1,212,586
農 業 関 連 事 業 収 益	1,306,492	1,339,236	1,380,143	1,414,878	1,414,022
そ の 他 事 業 収 益	275,766	255,870	253,806	238,735	209,714
経 常 利 益	1,073,761	1,259,194	1,269,945	1,129,294	1,324,563
当 期 剰 余 金	747,900	931,593	969,426	852,905	979,260
出 資 金	3,599,324	3,529,609	3,464,154	3,394,466	3,310,189
(出 資 口 数)	3,599,324口	3,529,609口	3,464,154口	3,394,466口	3,310,189口
純 資 産 額	27,072,672	27,731,892	28,419,055	28,776,708	29,245,168
総 資 産 額	651,845,277	656,174,672	657,836,038	653,964,009	660,125,344
貯 金 等 残 高	620,395,218	624,482,460	625,170,839	621,169,610	626,444,355
貸 出 金 残 高	49,204,340	50,285,395	54,533,845	65,402,724	72,920,899
有 価 証 券 残 高	22,669,125	26,043,405	28,336,844	31,093,403	31,708,978
剰 余 金 配 当 金 額	71,402	70,163	68,508	66,622	65,208
出 資 配 当 の 額	71,402	70,163	68,508	66,622	65,208
事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職 員 数	424人	422人	412人	415人	416人
単 体 自 己 資 本 比 率	14.02%	14.45%	14.88%	16.22%	16.69%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増減
資 金 運 用 収 益	4,112,590	5,324,725	1,212,134
資 金 調 達 費 用	447,770	1,420,402	972,631
資 金 運 用 収 支	3,664,819	3,904,323	239,503
役 務 取 引 等 収 益	134,940	146,995	12,055
役 務 取 引 等 費 用	29,425	29,841	415
役 務 取 引 等 収 支	105,514	117,154	11,639
その他信用事業収益	72,707	59,318	△ 13,388
その他信用事業費用	256,716	276,714	19,997
その他信用事業収支	△ 184,009	△ 217,395	△ 33,386
信 用 事 業 粗 利 益	3,586,325	3,804,081	217,756
(信用事業粗利益率)	0.56%	0.59%	0.03%
共 済 事 業 粗 利 益	1,128,405	1,181,175	52,769
(共済事業粗利益率)	0.14%	0.15%	0.01%
購 買 事 業 粗 利 益	116,250	95,585	△ 20,664
(自動車整備センター事業を含む)			
(購買事業粗利益率)	9.67%	8.39%	△ 1.28%
販 売 事 業 粗 利 益	258,937	266,192	7,255
(ファーマーズ事業を含む)			
(販売事業粗利益率)	9.14%	9.73%	0.59%
事 業 粗 利 益	5,627,097	5,879,695	252,598
(事業粗利益率)	0.85%	0.88%	0.03%
事 業 純 益	1,313,204	1,466,026	152,821
実 質 事 業 純 益	1,313,539	1,466,026	152,486
コ ア 事 業 純 益	1,313,539	1,466,026	152,486
コ ア 事 業 純 益	1,313,539	1,466,026	152,486
(投資信託解約損益を除く。)			

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	637,601,788	4,112,590	0.64%	640,864,649	5,324,725	0.83%
うち預 金	548,314,670	3,178,661	0.57%	535,801,048	4,107,383	0.76%
うち有価証券	30,102,458	220,684	0.73%	32,083,439	249,997	0.77%
うち貸 出 金	56,571,276	510,266	0.90%	70,431,047	770,509	1.09%
資 金 調 達 勘 定	631,532,016	447,770	0.07%	634,159,142	1,420,402	0.22%
うち貯金・定積	630,028,086	439,853	0.06%	632,247,833	1,406,690	0.22%
うち借 入 金	590,134	3,771	0.63%	384,972	2,977	0.77%
総 資 金 利 ざ や			0.13%			0.16%

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. (注) 1.の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めております。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	144,165	1,212,134
うち貸 出 金	33,841	260,243
うち有価証券	27,771	29,313
うち預 け 金	145,284	928,721
支 払 利 息	292,449	972,631
うち貯金・定期積金	290,834	966,837
うち譲渡性貯金	—	—
うち借 入 金	2,156	△ 794
差 引	△ 148,283	239,503

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度		増減
		残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	当 座 貯 金	705,905	0.11%	610,501	0.09%	△ 95,403
	普 通 貯 金	271,072,964	43.63%	269,589,978	43.03%	△ 1,482,986
	貯 蓄 貯 金	835,919	0.13%	872,146	0.13%	36,226
	通 知 貯 金	—	0.00%	—	0.00%	—
	別 段 貯 金	268,344	0.04%	297,666	0.04%	29,322
	納 税 準 備 貯 金	154,682	0.02%	122,499	0.01%	△ 32,183
	小 計	273,037,816	43.95%	271,492,792	43.33%	△ 1,545,024
定期性貯金	定 期 貯 金	343,368,203	55.27%	350,949,674	56.02%	7,581,471
	財 形 貯 金	54,016	0.00%	47,828	0.00%	△ 6,188
	積 立 定 期 貯 金	1,623,800	0.26%	1,495,846	0.23%	△ 127,954
	定 期 積 金	3,085,773	0.49%	2,458,214	0.39%	△ 627,559
	小 計	348,131,794	56.04%	354,951,563	56.66%	6,819,769
譲渡性貯金その他の貯金		—	—	—	—	—
合 計		621,169,610	100.00%	626,444,355	100.00%	5,274,745

② 貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度		増減
		平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	当 座 貯 金	821,784	0.13%	675,957	0.10%	△ 145,826
	普 通 貯 金	271,205,690	43.04%	274,834,082	43.46%	3,628,392
	貯 蓄 貯 金	789,870	0.12%	889,645	0.14%	99,774
	通 知 貯 金	27,397	0.00%	—	0.00%	△ 27,397
	別 段 貯 金	315,250	0.05%	326,585	0.05%	11,334
	納 税 準 備 貯 金	117,493	0.01%	124,735	0.01%	7,242
	小 計	273,277,487	43.37%	276,851,006	43.78%	3,573,519
定期性貯金	定 期 貯 金	351,715,678	55.82%	351,027,343	55.52%	△ 688,334
	財 形 貯 金	67,081	0.01%	53,199	0.00%	△ 13,882
	積 立 定 期 貯 金	1,657,944	0.26%	1,569,078	0.24%	△ 88,866
	定 期 積 金	3,309,894	0.52%	2,747,205	0.43%	△ 562,689
	小 計	356,750,599	56.62%	355,396,826	56.21%	△ 1,353,772
譲渡性貯金その他の貯金		—	—	—	—	—
合 計		630,028,086	100.00%	632,247,833	100.00%	2,219,747

③ 定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固 定 金 利 定 期	345,001,528	99.98%	352,444,367	99.98%	7,442,839
変 動 金 利 定 期	44,493	0.01%	48,982	0.01%	4,489
合 計	345,046,021	100.00%	352,493,349	100.00%	7,447,328

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手 形 貸 付 金	—	—	—	—	—
証 書 貸 付 金	64,867,918	99.18%	72,435,308	99.33%	7,567,389
当 座 貸 越	534,805	0.81%	485,591	0.66%	△ 49,214
割 引 手 形	—	—	—	—	—
合 計	65,402,724	100.00%	72,920,899	100.00%	7,518,175

② 貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付 金	—	—	—	—	—
証 書 貸 付 金	56,026,593	99.03%	69,932,123	99.29%	13,905,530
当 座 貸 越	544,683	0.96%	498,924	0.70%	△ 45,759
割 引 手 形	—	—	—	—	—
合 計	56,571,276	100.00%	70,431,047	100.00%	13,859,770

③ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	17,898,393	27.36%	19,725,401	27.05%	1,827,007
変 動 金 利 貸 出	47,504,330	72.63%	53,195,498	72.94%	5,691,167
合 計	65,402,724	100.00%	72,920,899	100.00%	7,518,175

④ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和7年度	増減
物的担保	貯 金 等	678,039	587,262	△ 90,776
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	7,594,396	6,890,661	△ 703,735
	そ の 他 担 保 物	13,055	9,892	△ 3,162
	計	8,285,491	7,487,816	△ 797,674
保証	農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	35,949,048	41,871,994	5,922,946
	そ の 他 保 証	21,168,185	23,561,088	2,392,903
	計	57,117,233	65,433,083	8,315,849
信 用		—	—	—
合 計		65,402,724	72,920,899	7,518,175

⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑥ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設 備 資 金	15,742,523	24.07%	17,368,537	23.81%	1,626,013
運 転 資 金	534,805	0.81%	485,591	0.66%	△ 49,214
そ の 他	49,125,395	75.11%	55,066,770	75.51%	5,941,375
合 計	65,402,724	100.00%	72,920,899	100.00%	7,518,175

⑦ 貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
製 造 業	253,062	0.38%	223,473	0.30%	△ 29,589
農 業	284,706	0.43%	310,418	0.42%	25,712
林 業	3,589	0.00%	3,071	0.00%	△ 518
漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	198,752	0.30%	123,371	0.16%	△ 75,381
電気・ガス・熱供給・水道業	20,079	0.03%	13,679	0.01%	△ 6,399
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業	50,890	0.07%	45,721	0.06%	△ 5,168
卸 売 ・ 小 売 業	147,657	0.22%	191,478	0.26%	43,821
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業	5,645,935	8.63%	4,968,809	6.81%	△ 677,125
各 種 サ ー ビ ス 業	829,387	1.26%	855,564	1.17%	26,176
地 方 公 共 団 体	8,572,060	13.10%	10,794,861	14.80%	2,222,801
個人（住宅・消費・納税資金等）	49,396,603	75.52%	55,390,450	75.95%	5,993,846
合 計	65,402,724	100.00%	72,920,899	100.00%	7,518,175

(注) 1. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいております。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	416,172	375,746	△ 40,425
うち 穀 作	32,809	25,422	△ 7,387
うち 野 菜 ・ 園 芸	153,012	127,245	△ 25,766
うち 果 樹 ・ 樹 園 農 業	64,107	55,507	△ 8,599
うち 工 芸 作 物	—	—	—
うち 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
うち 養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
うち 養 蚕	—	—	—
うち そ の 他 農 業	166,242	167,570	1,328
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	416,172	375,746	△ 40,425

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれております。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	414,358	374,384	△ 39,974
農 業 制 度 資 金	1,813	1,362	△ 451
うち 農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
うち そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	416,172	375,746	△ 40,425

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、新規就農者育成資金が該当します。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

●農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	167,299	169,646
危険債権	657,340	614,033
要管理債権	—	1,362
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	1,362
合 計	824,640	785,042
正 常 債 権	64,603,163	72,165,962

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注4に掲げるものを除く。)をいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度	令和7年度
金融再生法開示債権合計 (A)	824,640	785,042
保 全 額 合 計 (B)	824,640	785,042
うち貸倒引当金	67,849	53,173
うち担保保証等	756,791	731,868
保 全 率 (B)/(A)×100	100.00%	100.00%

(注) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しております。

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
令和 6 年度	一 般 貸 倒 引 当 金	1,905	2,240		1,905	2,240
	個 別 貸 倒 引 当 金	74,849	74,706	25	74,824	74,706
	合 計	76,754	76,946	25	76,729	76,946
令和 7 年度	一 般 貸 倒 引 当 金	2,240	858		2,240	858
	個 別 貸 倒 引 当 金	74,706	63,806	—	74,706	63,806
	合 計	76,946	64,664	—	76,946	64,664

(注) その他の金額は洗替による取崩額です。

⑫ 貸出金償却等の額

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—
貸 倒 損 失 額	20	—
合 計	20	—

(注) 「貸出金償却額」および「貸倒損失額」は、貸出金等から、個別貸倒引当金の既繰入額の当該償却に係る取崩額を控除した額を計上しております。

(3) 為替業務等取扱実績

① 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度				令和7年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	114,035	115,999,517	722,264	181,425,544	119,599	116,967,533	727,461	202,901,453
代金取立為替	5	31,059	3	42,114	6	2,297	4	18,281
雑 為 替	3,255	2,082,181	3,084	1,683,251	3,319	1,881,377	3,218	1,227,992
合 計	117,295	118,112,758	725,351	183,150,910	122,924	118,851,208	730,683	204,147,727

② 公共債窓販実績

(単位：千円)

種 類	窓口販売実績	
	令和6年度	令和7年度
国 債	225,510	436,460

③ オフ・バランス取引の状況

該当する事項はありません。

(4) 有価証券に関する指標

① 有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増減
国 債	28,770,467	30,683,602	1,913,134
地 方 債	1,331,991	1,399,837	67,846
金 融 債	—	—	—
合 計	30,102,458	32,083,439	1,980,981

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

② 商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

③ 有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種 類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和 6 年度	国 債	—	—	—	—	5,982,053	23,678,749	—	29,660,803
	地 方 債	—	—	—	1,032,600	—	400,000	—	1,432,600
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 7 年度	国 債	—	—	—	1,929,400	5,445,515	22,944,762	—	30,319,678
	地 方 債	—	—	—	989,300	—	400,000	—	1,389,300
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計 上額	時価	差額	貸借対照表計 上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超えないもの	国債	26,056,003	22,036,870	△ 4,019,133	26,567,978	20,435,200	△ 6,132,778
	地方債	400,000	351,990	△ 48,010	400,000	320,820	△ 79,180
	小計	26,456,003	22,388,860	△ 4,067,143	26,967,978	20,756,020	△ 6,211,958
合計		26,456,003	22,388,860	△ 4,067,143	26,967,978	20,756,020	△ 6,211,958

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計 上額	取得原価又は 償却原価	差額	貸借対照表計 上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	債券	3,059,300	2,969,073	90,226	—	—	—
	国債	2,026,700	1,969,206	57,493	—	—	—
	地方債	1,032,600	999,866	32,733	—	—	—
	小計	3,059,300	2,969,073	90,226	—	—	—
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	債券	1,578,100	1,986,832	△ 408,732	4,741,000	5,433,180	△ 692,180
	国債	1,578,100	1,986,832	△ 408,732	3,751,700	4,433,294	△ 681,594
	地方債	—	—	—	989,300	999,886	△ 10,586
	小計	1,578,100	1,986,832	△ 408,732	4,741,000	5,433,180	△ 692,180
合計		4,637,400	4,955,905	△ 318,505	4,741,000	5,433,180	△ 692,180

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当ありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	860,886	1,634,404

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和6年度	令和7年度
残高有り投資信託口座数	540	963

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終 身 共 済	19,495	178,625,130	19,555	170,698,947
	定期生命共済	662	8,899,220	666	9,019,700
	養老生命共済	5,489	30,195,096	4,772	25,585,963
	うちこども共済	3,626	13,432,800	3,477	12,565,100
	医 療 共 済	6,867	6,752,550	6,997	6,200,150
	が ん 共 済	1,062	136,000	1,262	119,500
	定期医療共済	619	2,602,700	558	2,428,900
	介 護 共 済	4,270	15,946,532	4,198	15,563,735
	認知症共済	84	—	92	—
	生活障害共済	72	—	73	—
	特定重度疾病共済	316	—	334	—
	年 金 共 済	12,547	123,000	12,275	53,000
建物系	建物更生共済	28,313	550,664,476	28,038	555,323,653
合 計		79,796	793,944,705	78,820	784,993,550

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しております。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	6,867	21,903	6,997	20,191
		418,340		483,686
が ん 共 済	1,062	6,259	1,262	5,713
		—		30,710
定 期 医 療 共 済	619	2,971	558	2,678
合 計	8,548	31,133	8,817	28,582
		418,340		514,396

(注) 1. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(注) 2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しております。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	4,270	18,546,677	4,198	18,805,585
認 知 症 共 済	84	166,700	92	175,700
生活障害共済（一時金型）	50	194,600	49	198,600
生活障害共済（定期年金型）	22	17,240	24	20,540
特定重度疾病共済	316	454,000	334	469,100

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	7,198	5,710,368	6,811	5,322,382
年 金 開 始 後	5,349	3,691,962	5,464	3,833,340
合 計	12,547	9,402,330	12,275	9,155,723

(注) 金額は、年金年額を記載しております。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	1,879	26,378,990	24,182	1,782	25,265,180	23,021
自 動 車 共 済	11,536		427,735	11,313		437,197
傷 害 共 済	7,393	37,849,000	1,937	7,383	38,804,500	1,824
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	351		686	329		640
自 賠 責 共 済	2,279		37,073	2,420		39,441
合 計	23,438		491,614	23,227		502,125

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「—」。）を記載しております。

3. 購買事業取扱実績

(1) 受託購買品

該当ありません。

(2) 買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和7年度
		購買品取扱高	購買品取扱高
生産資材	飼 料	1,788	1,580
	肥 料	179,729	187,751
	農 薬	157,484	160,640
	保 温 資 材	54,662	59,029
	包 装 資 材	113,015	115,657
	農 業 機 械	69,718	72,379
	石 油 類	89,154	80,934
	建 築 資 材	142,597	137,660
	そ の 他	60,300	61,703
	計	868,450	877,337
生活物資	食料品	米	36,495
		生 鮮 食 品	14,131
		一 般 食 品	16,793
	衣 料 品		46,931
	耐 久 消 費 財		946
	日用保健雑貨用品		29,066
	L P ガ ス		23,292
	そ の 他		22,453
	計		60,921
小 計		216	165
		214,665	128,899
小 計		1,083,115	1,006,236
自動車整備センター	自 動 車	116,255	131,882
	農 業 機 械	1,915	2
小 計		118,171	131,885
合 計		1,201,287	1,138,121

(注) 購買品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1) 受託販売品

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和7年度
		販売品取扱高	販売品取扱高
米		—	—
種 子		2,796	5,615
野 菜		547,949	492,169
果 実		463,350	437,520
小 計		1,014,096	935,305
フ ァ ー マ ー ズ		1,339,888	1,327,524
合 計		2,353,985	2,262,829

(注) 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和7年度
		販売品取扱高	販売品取扱高
米		41,697	30,753
種 子		—	—
野 菜		88	120
果 実		1,363	1,465
そ の 他		—	172
小 計		43,149	32,511
フ ァ ー マ ー ズ		433,080	434,076
合 計		476,229	466,587

(注) 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 旅行事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
旅 行 取 扱 高	107,212	127,411

(注) 税抜き金額で表示しているため、令和6年度の実績について「ディスクロージャー2025」の金額と異なります。

6. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	賦 課 金	—	—
	指 導 事 業 補 助 金	10,113	11,181
	実 費 収 入	946	1,018
	計	11,059	12,200
支 出	営 農 改 善 費	43,060	43,971
	生 活 改 善 費	5,968	5,125
	教 育 情 報 費	23,535	25,508
	計	72,565	74,605
収 支 差 額		△ 61,505	△ 62,405

Ⅳ. 経営諸指標

1. 利益率

項 目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.17%	0.19%	0.02%
資本経常利益率	3.98%	4.56%	0.58%
総資産当期純利益率	0.12%	0.14%	0.02%
資本当期純利益率	3.00%	3.37%	0.37%

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
 2. 資本経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$
 3. 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
 4. 資本当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

区 分		令和6年度	令和7年度	増減
貯 貸 率	期 末	10.52%	11.64%	1.12%
	期 中 平 均	8.97%	11.13%	2.16%
貯 証 率	期 末	5.00%	5.06%	0.06%
	期 中 平 均	4.77%	5.07%	0.30%

- (注) 1. 貯貸率(期末) = $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
 2. 貯貸率(期中平均) = $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$
 3. 貯証率(期末) = $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
 4. 貯証率(期中平均) = $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度	増減
信用事業	貯 金 残 高	1,496,794	1,505,875	9,081
	貸 出 金 残 高	157,596	175,290	17,693
共済事業	長期共済保有高	1,913,119	1,887,003	△ 26,116
経済事業	購買品取扱高	2,894	2,735	△ 158
	販売品取扱高	6,819	6,561	△ 258

(注) 各年度末の数値を令和6年度は415人、令和7年度は416人で除して算出しています。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増減
貯 金 残 高	21,419,641	21,601,529	181,887
貸 出 金 残 高	2,255,266	2,514,513	259,247
長 期 共 済 保 有 高	27,377,403	27,068,743	△ 308,660
購 買 品 取 扱 高	41,423	39,245	△ 2,178

(注) 各年度末の数値を令和6年度、令和7年度ともに29店舗で除して算出しております。

V. 自己資本の充実の状況等

- 農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁・農林水産省告示第4号)として開示しております。
- 「定性的な開示事項」において、前年度と同様の内容については前年度分の記載を省略しております。

《定性的な開示事項》

1. 自己資本比率の状況等

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、16.69%（前年度16.22%）となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

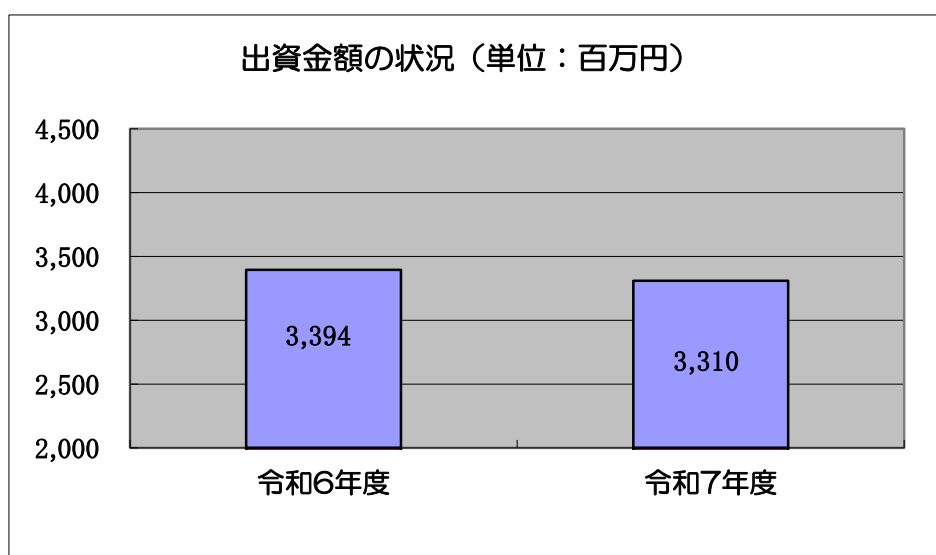
当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	大阪南農業協同組合
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	3,310百万円

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

令和7年度末の出資金額は、対前年度比84百万円減の3,310百万円となっています。



2. 信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & Pグローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's JCR, S & P, F i t c h	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's JCR, S & P, F i t c h	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's JCR, S & P, F i t c h	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ-またはＡ3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. CVAリスクに関する事項

該当ありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇ リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P12をご覧ください。

◇ B I の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ I L M の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものをいい、当ＪＡにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている。系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ＡＬＭ・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、四半期毎でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NI以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

《定量的な開示事項》

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	29,028,591	29,872,141
うち、出資金及び資本準備金の額	4,252,654	4,168,377
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	24,911,910	25,824,549
うち、外部流出予定額 (△)	66,622	65,208
うち、上記以外に該当するものの額	△ 69,351	△ 55,577
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,240	858
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,240	858
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	29,030,831	29,872,999
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9,488	8,252
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	9,488	8,252
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,488	8,252
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	29,021,343	29,864,747
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	172,403,639	172,350,016
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの 額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を 控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して 得た額	6,429,849	6,520,173
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	178,833,488	178,870,190
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）×100	16.22%	16.69%

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(注2) 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(注3) 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度			令和7年度		
信用リスク・アセット		エクスポート・アセットの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポート・アセットの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	我が国の中央政府および中央銀行向け	2,274,372	—	—	2,544,255	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	30,045,567	—	—	31,039,641	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	9,985,524	—	—	12,208,847	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	529,599,861	105,919,972	4,236,798	526,971,834	105,394,367	4,215,774
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,509,346	301,869	12,074	1,516,846	303,369	12,134
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,295,425	1,920,435	76,817	2,899,611	1,671,562	66,862
	(うちトランザクター向け)	10,700	4,815	192	16,530	7,438	297
	不動産関連向け	16,899,858	7,324,894	292,995	16,705,472	7,255,936	290,237
	(うち自己居住用不動産等向け)	12,506,201	4,684,568	187,382	12,752,849	4,866,559	194,662
	(うち賃貸用不動産向け)	4,039,263	2,393,645	95,745	3,612,965	2,130,911	85,236
	(うち事業用不動産関連向け)	354,392	246,680	9,867	339,656	258,465	10,338
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	709,355	897,161	35,886	670,316	907,701	36,308
	自己居住用不動産等向けエクスポート・アセットに係る延滞	52,404	21,582	863	48,915	19,413	776
	取立未済手形	96,964	19,392	775	84,887	16,977	679
	信用保証協会等による保証付	35,960,252	3,581,421	143,256	41,886,698	4,171,214	166,848
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株式等	406,192	406,192	16,247	406,192	528,049	21,121
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	上記以外	23,698,540	52,010,717	2,080,428	23,847,692	52,081,424	2,083,256
	(うち重要な出資のエクスポート・アセット)	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート・アセット)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポート・アセット)	18,716,155	46,790,387	1,871,615	18,716,155	46,790,387	1,871,615
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート・アセット)	158,629	396,574	15,862	106,332	265,832	10,633
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポート・アセット)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポート・アセット)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポート・アセット)	4,823,755	4,823,755	192,950	5,025,204	5,025,204	201,008
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちS T C要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(短期S T C要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート・アセット	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマウント方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓄然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓄然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・アセットに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポート・アセット計		654,533,665	172,403,639	6,896,145	660,831,212	172,350,016	6,894,000
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポート・アセット		—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		654,533,665	172,403,639	6,896,145	660,831,212	172,350,016	6,894,000
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 (簡便方式又は標準的方式)	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	a		所要自己資本額 b = a × 4 %	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額 b = a × 4 %
		—		—	—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 (標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	a		所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額 b = a × 4 %
		6,429,849		257,193	6,520,173		260,806
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		178,833,488		7,153,339	178,870,190		7,154,807

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,429,849	6,520,173
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	257,193	260,806
B I	4,286,566	4,346,782
B I C	514,387	521,613

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- (注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- (注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

項 目		令和6年度			令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高		延滞エクスポージャー	
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	15,410	15,410	—	15,412	15,412	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	539,556	539,556	—	385,266	385,266	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,306	13,306	—	8,188	8,188	—	—
	運輸・通信業	3,230	3,230	—	4,895	4,895	—	—
	金融・保険業	546,903,359	—	—	547,289,724	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	482,855	482,766	—	442,995	451,544	451,503	420,521
個人	日本国政府・地方公共団体	40,031,092	8,579,376	31,451,716	43,248,489	10,802,679	32,445,809	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—
業種別残高計		654,533,665	65,489,815	31,451,716	761,759	660,831,212	73,003,061	32,445,809
1年以下		526,961,773	380,879	—	524,316,458	286,393	—	—
1年超3年以下		769,913	769,913	—	1,357,325	849,560	—	—
3年超5年以下		3,251,093	1,741,747	—	2,698,562	1,689,480	—	—
5年超7年以下		2,619,116	1,614,286	1,004,830	4,317,788	1,335,483	2,982,305	—
7年超10年以下		16,373,343	10,439,653	5,933,690	18,697,004	13,241,842	5,455,162	—
10年超		74,377,074	49,863,879	24,513,195	78,898,803	54,890,461	24,008,341	—
期限の定めのないもの		30,181,349	679,455	—	30,545,269	709,838	—	—
残存期間別残高計		654,533,665	65,489,815	31,451,716	660,831,212	73,003,061	32,445,809	—

- (注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- (注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- (注3) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- (注4) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- (注5) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項 目		令和6年度					令和7年度				
		期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金		1,905	2,240	—	1,905	2,240	2,240	858	—	2,240	858
個 別 貸 倒 引 当 金		74,849	74,706	25	74,824	74,706	74,706	63,806	—	74,706	63,806
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	40	—	—	40
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		74,849	74,706	25	74,824	74,706	74,706	63,765	—	74,706	63,765
合 計		76,754	76,946	25	76,729	76,946	76,946	64,664	—	76,946	64,664

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

③貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
法人	農 業	—	—
	林 業	—	—
	水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	鉱 業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—
	個人	—	—
合 計		—	—

(注) 「貸出金償却の額」は、貸出金等から、個別貸倒引当金の既繰入額の当該償却に係る取崩額を控除した額を計上しております。

④信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	F(=E/(C+D))	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E	
現金	0	2,274,372	—	2,274,372	—	0	0	2,544,255	—	2,544,255	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	30,045,567	—	30,045,567	—	0	0	31,039,641	—	31,039,641	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	9,985,524	—	9,985,524	—	0	0	12,208,847	—	12,208,847	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	529,599,861	—	529,599,861	—	105,919,972	20	526,971,834	—	526,971,834	—	105,394,367	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	1,509,346	—	1,509,346	—	301,869	20	1,516,846	—	1,516,846	—	303,369	20
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,269,261	261,638	2,585,717	26,163	1,920,435	74	2,875,582	240,288	2,276,579	24,028	1,671,562	73
（うちトランザクター向け）	45	—	107,000	—	10,700	4,815	45	—	165,300	—	16,530	7,438	45
不動産関連向け	20~150	16,899,858	—	16,836,095	—	7,324,894	44	16,705,472	—	16,628,742	—	7,255,936	44
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	12,506,201	—	12,494,287	—	4,684,568	37	12,752,849	—	12,739,611	—	4,866,559	38
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	4,039,263	—	3,989,408	—	2,393,645	60	3,612,965	—	3,551,518	—	2,130,911	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	354,392	—	352,400	—	246,680	70	339,656	—	337,611	—	258,465	77
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	637,522	14,184	630,006	1,089	897,161	142	608,720	16,187	608,564	1,353	907,701	149
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	48,441	—	48,441	—	21,582	45	45,352	—	45,352	—	19,413	43
取立未済手形	20	96,964	—	96,964	—	19,392	20	84,887	—	84,887	—	16,977	20
信用保証協会等による保証付	0~10	35,960,252	—	35,814,200	—	3,581,421	10	41,886,698	—	41,712,132	—	4,171,214	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	406,192	—	406,192	—	406,192	100	406,192	—	406,192	—	528,049	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	23,698,540	0	23,698,540	0	52,010,717	219	23,847,692	0	23,847,692	0	52,081,424	218
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	18,716,155	—	18,716,155	—	46,790,387	250	18,716,155	—	18,716,155	—	46,790,387	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	158,629	—	158,629	—	396,574	250	106,332	—	106,332	—	265,832	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	4,823,755	0	4,823,755	0	4,823,755	100	5,025,204	0	5,025,204	0	5,025,204	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	172,403,639	—	—	—	—	—	172,350,016	—

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和6年度																				
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																				
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	30,045,567		—		—		—		—		0		30,045,567								
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—								
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—								
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	9,985,524		—		—		—		—		—		0	9,985,524							
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—							
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—		—	—							
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—							
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—							
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計							
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—							
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	529,599,861		—		—		—		—		—		—		0	529,599,861					
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—		—		—	—					
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計					
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—		—	—					
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計				
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	1,509,346		—		—		—		—		—		—		0		1,509,346				
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—		—		—				
	100%			150%			250%			400%			その他			合計					
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—			—	—				
株式等	—			—			406,192			—			0			406,192					
	45%			75%			100%			その他			合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,700			423,977			1,188,499			988,705			2,611,881								
（うちトランザクター向け）	10,700			—			—			0			10,700								
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	5,979,961		—		—		—		—		—		—		5,563,172		—		925,603	25,551	12,494,287
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—		—		—		—		—		3,989,408		—		—		—		—	—	3,989,408
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計		
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	352,400			—			—			—			—			0			352,400		
	60%						その他						合計								
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—						—						—						—		
	100%				150%				その他				合計								
不動産関連向け うちADC向け	—				—				—				—				—				
	50%				100%				150%				その他				合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	8,947				81,000				541,113				35				631,095				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	24,046				5,849				—				18,546				48,441				
	0%				10%				20%				100%				その他	合計			
現金	2,274,372				—				—				—				0	2,274,372			
取立未済手形	—				—				96,964				—				0	96,964			
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0				35,809,855				—				—				4,345	35,814,200			
共済約款貸付	—				—				—				—				—	—			

(単位：千円)

項目	令和7年度																	
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																	
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,039,641		—		—		—		—		0		31,039,641					
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—					
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—					
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計				
我が国の地方公共団体向け	12,208,847		—		—		—		—		—		0	12,208,847				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計				
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	526,971,834		—		—		—		—		—		—		0	526,971,834		
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—		—		—	—		
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計		
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—		—	—		
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計	
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	1,516,846		—		—		—		—		—		—		—		0	1,516,846
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—		—		—	—
	100%			150%			250%			400%			その他			合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—			—	—	
株式等	—			—			406,192			—			—			0	406,192	
	45%			75%			100%			その他			合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	16,530			391,612			955,700			936,766			2,300,608					
（うちトランザクター向け）	16,530			—			—			0			16,530					
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計					
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	5,816,171	—	—	—	—	—	—	5,957,019	—	—	966,234	187	12,739,611					
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,551,518	—	—	—	—	0	3,551,518						
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計											
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	282,268	—	55,343	—	—	—	0	337,611										
	60%					その他					合計							
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—					—					—							
	100%				150%				その他				合計					
不動産関連向け うちADC向け	—				—				—				—					
	50%				100%				150%				その他	合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	7,175				0				602,742				1	609,918				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	23,268				4,202				—				17,882	45,352				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計							
現金	2,544,255		—		—		—		—		0		2,544,255					
取立未済手形	—		—		84,887		—		—		0		84,887					
信用保証協会等による保証付	0		41,707,166		—		—		—		4,966		41,712,132					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—		—					
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—		—					

⑥資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および与信 相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および与信 相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バ ランス資産項 目	オフ・バ ランス資産項 目			オン・バ ランス資産項 目	オフ・バ ランス資産項 目		
40%未満	616,724,531	—	—	615,935,372	623,246,472	—	—	622,496,689
40%～70%	10,103,677	110,288	10%	10,063,680	9,883,753	169,468	10%	9,840,870
75%	1,352,701	121,316	10%	1,349,580	1,374,322	41,820	10%	1,357,846
80%	—	—	—	—	—	0	11%	0
85%	286,059	—	—	286,059	348,060	—	—	348,060
90%～100%	1,303,073	13,590	10%	1,275,349	977,063	19,381	10%	959,903
105%～130%	—	—	—	—	56,101	—	—	55,343
150%	547,541	10,895	10%	541,113	601,696	12,016	10%	602,742
250%	406,192	—	—	406,192	406,192	—	—	406,192
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	9,389	19,731	10%	2,195	669	13,788	10%	1,609
合計	630,733,165	275,822	10%	629,859,543	636,894,331	256,475	10%	636,069,258

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和6年度		令和7年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,970	687,463	3,037	584,210
自己居住用不動産等向け	—	11,568,633	—	11,773,191
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	42,591	—	41,149
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	12,970	12,298,687	3,037	12,398,551

（注1）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

（注2）「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

（注3）「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

（注4）「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上 場	—	—	—	—
非 上 場	19, 122, 347	19, 122, 347	19, 122, 347	19, 122, 347
合 計	19, 122, 347	19, 122, 347	19, 122, 347	19, 122, 347

② 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

③ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方平行シフト	708	83	—	—
2	下方平行シフト	—	—	747	1, 223
3	スティープ化	2, 727	2, 257		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	1, 425	1, 523		
7	最大値	2, 727	2, 257	747	1, 223
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	29, 021		29, 864	

1. 機構図

西 (本店営業機能を含む)



2. 役員一覧

●理事

(令和8年7月1日現在)

役職名	氏名	代表権	役職名	氏名	代表権
代表理事組合長	内本 直哉	有	理 事	西野 久雄	無
代表理事専務	竹村 泰明	有	理 事	東 威男	無
常務理事 (総務担当)	田中 浩司	無	理 事	松宮 毅	無
常務理事 (営農経済担当)	椿本 吉成	無	理 事	岡本 芳樹	無
常務理事 (金融・共済担当)	松本 英樹	無	理 事	船井 弘三	無
理 事	八田 士	無	理 事	角 由美子	無
理 事	田中 秀憲	無	理 事	中辻 正敬	無
理 事	石田 三弘	無	理 事	内見 宏昭	無
理 事	金谷 和美	無	理 事	辻 匡彦	無
理 事	長峯 義史	無	理 事	三浪 剛	無
理 事	仲村 元靖	無	理 事	西尾 明定	無
理 事	葉山 昌男	無	理 事	竹本 哲夫	無
理 事	早川 隆久	無	理 事	古川 伸隆	無
理 事	氏林 武利	無	理 事	尾崎 博一	無
理 事	柳下 清隆	無	理 事	竹田 裕子	無
理 事	尾上 彰	無	理 事	宮崎 郁子	無
理 事	吉田 馨	無	計 33名(うち女性3名)		

- (注) 1. 八田 士理事、田中 秀憲理事、金谷 和美理事、柳下 清隆理事、計4名は農協法第30条第12項第1号の規定に該当する理事です。
2. 内本 直哉代表理事組合長、竹村 泰明代表理事専務、田中 浩司常務理事、椿本 吉成常務理事、松本 英樹常務理事、石田 三弘理事、金谷 和美理事、長峯 義史理事、仲村 元靖理事、葉山 昌男理事、早川 隆久理事、氏林 武利理事、吉田 馨理事、東 威男理事、松宮 毅理事、船井 弘三理事、中辻 正敬理事、内見 宏昭理事、三浪 剛理事、西尾 明定理事、竹本 哲夫理事、計21名は農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。

●監事

(令和8年7月1日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
代表監事・常勤監事	森口 博生	監 事	築瀬 全良
監 事	辻 賀津子	監 事	山口 和子
監 事	新熊 元子	監 事	上原 倫世
監 事	上谷 真智子	計 7名(うち女性5名)	

- (注) 上原 倫世監事は、農業協同組合法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和8年7月1日現在)

名 称	みのり監査法人
代 表 者	理事長 大森 一幸
主たる事務所	東京都港区芝5-29-11

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分		令和6年度	令和7年度
正組合員	個 人	8,873	8,682
	法人 農 事 組 合 法 人	3	3
	そ の 他 の 法 人	19	19
	小 計	8,895	8,704
准組合員	個 人	33,268	33,760
	農 業 協 同 組 合	1	1
	農 事 組 合 法 人	2	2
	そ の 他 の 団 体	71	72
小 計		33,342	33,835
合 計		42,237	42,539

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
J A大阪南支店事業協力委員会	561
J A大阪南女性会	1,050
J A大阪南青壮年部	74
J A大阪南実行組合長連絡協議会	18(9地区)
J A大阪南茄子部会	71
J A大阪南採種部会	14
J A大阪南イチゴ部会	26
J A大阪南産直部会	25
J A大阪南なにわの伝統野菜部会	26
J A大阪南オペレーター部会	4
J A大阪南花き生産部会	9
J A大阪南あすかてくるで出荷協力会	1,276
J A大阪南シャインマスカット部会	30

- (注) 1. 当JAの組合員組織を記載しています。
2. 組織名については令和8年7月1日現在を、構成員数については令和8年3月31日現在を基準として記載しております。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

J A大阪南の管内は、河南町、太子町、羽曳野市、堺市美原区（小寺、大饗、菩提の区域を除きます。）及び松原市丹南、千早赤阪村、大阪狭山市、藤井寺市、河内長野市、富田林市です。
また、特産物は、ナス、キュウリ、ブドウ、ミカン、モモ、イチジク、ナシ、イチゴ、植木などです。

8. 沿革・あゆみ

J A大阪南は、南河内地区5市3町1村の9 J A（大阪河南町、太子、羽曳野市、美原町、千早赤阪、大阪狭山、藤井寺市、河内長野市、富田林市）が合併して平成10年4月1日に発足しました。この広域合併は、現在の都市農業が抱える諸問題と今後予想される社会・経済の質的構造的環境変化に対応するため、規模拡大により、J Aの事業機能を一層強化拡大し、J A本来の使命、役割を達成しようとするものでありました。

私たちは、組合員と地域住民の皆さんの期待と、信頼に応え、新たな時代に対応しうるJ Aづくりをめざします。

平成10年	4月	大阪南農業協同組合発足
	4月	旅行センターオープン
	6月	狭山東支店新築オープン
平成12年	5月	太子支店リニューアルオープン
	8月	ホームページ開設
	10月	デビットカードサービス開始
平成13年	4月	第1次総合3カ年計画スタート
	4月	太子・大伴・西浦・高向営農経済センターオープン
	4月	西浦支店新築オープン
	5月	富田林支店・黒山支店リニューアルオープン
	9月	大宝・廿山キャッシュサービスコーナーオープン
	9月	滝畑・加賀田東キャッシュサービスコーナーオープン
	9月	第1次支店統廃合（43支店2出張所→39支店）
平成14年	10月	ミニコミ誌（J-STATION）創刊
	1月	J A S T E M（農協系統信用オンラインシステム）へ移行
	4月	高向支店リニューアルオープン
平成15年	5月	高鷲支店リニューアルオープン
	2月	第2次支店統廃合（39支店→29支店）
	2月	大伴支店・錦郡支店リニューアルオープン
	2月	中野・川上・小山田・天野・天見キャッシュサービスコーナーオープン
	7月	オートパル富田林リニューアルオープン
平成16年	10月	河南支店リニューアルオープン
	4月	第2次総合3カ年計画スタート
平成17年	5月	平尾支店リニューアルオープン
	2月	青葉支店リニューアルオープン
平成18年	7月	フォレスト三田市キャッシュサービスコーナーオープン
	3月	狭山西支店ATMオープン
	6月	喜志支店ATMオープン
	6月	貯金残高4,000億円突破
平成19年	6月	農産物直売所（仮店舗）オープン
	4月	第3次総合3カ年計画スタート
	6月	農産物直売所（あすかてくるで）オープン
平成20年	2月	府内J AのATM出金手数料完全無料化
	4月	あすかてくるで来店者数50万人突破
	6月	あすかてくるで開店1周年記念イベント
	7月	J AバンクATM入出金手数料無料化（全国一律）

平成21年	1月	あすかてくるで祝100万人達成大感謝祭
	3月	喜志支店リニューアルオープン
	11月	美原区役所ATMコーナーの稼働開始
平成22年	1月	次期JASTEM（農協系統信用オンラインシステム）へ移行
	4月	第4次総合3カ年計画スタート
	7月	あすかてくるで来店者数200万人突破
平成23年	6月	あすかてくるで4周年記念イベント「ぶどう祭り」
	7月	貯金残高5,000億円突破
	11月	青葉支店キャッシュサービスコーナーオープン
平成24年	3月	あすかてくるで来店者数300万人突破
	7月	あすかてくるで5周年記念イベント
	10月	東條支店リニューアルオープン
平成25年	4月	第5次総合3カ年計画スタート
	4月	イメージキャラクター「みなみちゃん」誕生
	5月	あすかてくるで「ふれあい広場」オープン
	11月	丹南支店リニューアルオープン
	11月	合併15周年記念式典
平成26年	11月	あすかてくるで河内長野店オープン
平成27年	4月	JA大阪南ローンセンターオープン
	8月	あすかてくるで羽曳野店来店者数500万人突破
平成28年	2月	第15回JAバンク全国大会において「優績JA表彰」を受賞
	3月	JA全中より「平成27年度特別優良農業協同組合表彰」を受賞
	4月	第6次総合3カ年計画スタート
	7月	あすかてくるで羽曳野店10周年記念イベント
平成29年	5月	あすかてくるで河内長野店が営業する「奥河内くろまろの郷」が道の駅に認定
	11月	あすかてくるで河内長野店3周年記念イベント
平成30年	3月	あすかてくるで羽曳野店リニューアルオープン
	3月	貯金残高6,000億円突破
	4月	あすかてくるで「地域農業応援ポイントカード」運用開始
	5月	「道の駅くろまろの郷」1周年記念イベント（あすかてくるで）
令和元年	4月	第7次総合3カ年計画スタート
	11月	あすかてくるで河内長野店5周年記念イベント
令和2年	1月	藤井寺支店リニューアルオープン
	3月	高鷲支店グランドオープン
	9月	三日月支店グランドオープン
	11月	狭山西支店リニューアルオープン
令和3年	1月	丹比支店リニューアルオープン
	2月	あすかてくるで来店者数1,000万人突破
	3月	あすかてくるで来店者数1,000万人達成イベント（羽曳野店・河内長野店）
	9月	錦郡支店グランドオープン
令和4年	4月	第8次総合3カ年計画スタート
	9月	黒山支店リニューアルオープン
令和5年	7月	加賀田支店リニューアルオープン
	11月	駒ヶ谷支店リニューアルオープン
令和6年	7月	石川支店リニューアルオープン
	11月	あすかてくるで河内長野店10周年記念イベント
令和7年	4月	第9次総合3カ年計画スタート
令和8年	1月	あすかてくるで羽曳野店来店者数1,000万人達成イベント
	1月	本店別館・川西支店オープン
	3月	あすかてくるで河内長野店リニューアルオープンイベント
	3月	千代田支店リニューアルオープン

9. 店舗一覧

(令和8年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	A T Mの設置・稼働状況					精米所の設置・稼働状況		
			平日	土曜	日曜	祝日	平日	土曜・日曜・祝日		
本店	富田林市甲田3-4-10	〔総務部〕 0721-25-1451 〔金融部〕 0721-25-5523 〔共済部〕 0721-25-1468 〔営農部総合業務課〕 0721-25-1417 〔監査室〕 0721-25-1452 〔リスク統括室〕 0721-25-1476								
	南河内郡太子町太子1885-1	〔営農部営農指導課〕 0721-80-3386 〔営農部営農経済課〕 0721-80-3370								
川西支店	富田林市甲田3-4-10	0721-25-1453	○	8：00～21：00	□	□	□			
富田林支店	富田林市常盤町8-12	0721-24-2020	○	8：45～21：00	●	●	—			
喜志支店	富田林市喜志町2-3-23	0721-25-2135	○	8：45～21：00	●	●	—			
大伴支店	富田林市南大伴町2-3-29	0721-23-2381	○	8：45～21：00	●	●	—			
錦郡支店	富田林市錦織北2-5-12	0721-24-2306	○	8：00～21：00	□	□	□	○	7：00～21：00	
東條支店	富田林市佐備1103-1	0721-34-3149	○	8：45～21：00	●	●	—	○	7：00～22：00	
青葉支店	富田林市加太1-10-14	072-365-6001	○	8：45～21：00	●	—	—			
河南支店	南河内郡河南町白木1401	0721-93-2044	○	8：00～21：00	□	□	□			
石川支店	南河内郡河南町一須賀4	0721-93-2316	○	8：45～21：00	○	○	—	○	7：00～22：00	
太子支店	南河内郡太子町山田636-1	0721-98-0500	○	8：00～21：00	□	□	□			
古市支店	羽曳野市古市1-4-18	072-956-0388	○	8：45～21：00	●	●	—			
駒ヶ谷支店	羽曳野市駒ヶ谷126-1	072-957-1212	○	8：45～21：00	●	●	—			
西浦支店	羽曳野市蔵之内752-1	072-956-0285	○	8：00～21：00	□	□	□			
丹比支店	羽曳野市郡戸240-1	072-955-4281	○	8：45～21：00	○	○	—	○	7：00～22：00	
埴生支店	羽曳野市伊賀6-1-2	072-939-0337	○	8：45～21：00	○	○	—			
高鷲支店	羽曳野市高鷲10-7-1	072-953-0219	○	8：00～21：00	□	□	□			
平尾支店	堺市美原区平尾2772-1	072-361-0073	○	8：45～21：00	●	●	—			
黒山支店	堺市美原区阿弥13-1	072-361-0521	○	8：00～21：00	□	□	□	○	7：00～22：00	
丹南支店	堺市美原区真福寺200	072-361-0031	○	8：45～21：00	●	—	—			
赤阪支店	南河内郡千早赤阪村水分52-1	0721-72-1255	○	8：45～21：00	●	●	—	○	7：00～22：00	
狭山東支店	大阪狭山市狭山4-2760-2	072-365-0024	○	8：45～21：00	●	●	—			
狭山西支店	大阪狭山市茱萸木3-249-1	072-365-0831	○	8：45～21：00	●	●	—			
道明寺支店	藤井寺市林5-8-24	072-955-8885	○	8：45～21：00	○	○	—			
藤井寺支店	藤井寺市岡1-16-28	072-955-1386	○	8：00～21：00	□	□	□			
河内長野支店	河内長野市本多町4-8	0721-53-3085	○	8：00～21：00	□	□	□	○	7：00～22：00	
千代田支店	河内長野市木戸1-6-44	0721-53-2308	○	8：45～21：00	○	○	—	○	9：00～15：00	—
高向支店	河内長野市高向486-1	0721-53-2731	○	8：45～21：00	○	○	—			
三日市支店	河内長野市三日市町252	0721-63-2226	○	8：45～21：00	●	●	—	○	7：00～22：00	
加賀田支店	河内長野市加賀田569-1	0721-64-1212	○	8：45～21：00	●	●	—			
自動車整備センター	富田林市中野町東2-157	0721-24-5100								
旅行・観光センター	富田林市甲田3-4-10	0721-25-8052								
ローンセンター	富田林市甲田3-4-10	0120-617-106								
太子営農経済センター	南河内郡太子町山田631	0120-373-412						○	7：00～22：00	
大伴営農経済センター	富田林市北大伴町1-6-40	0120-373-471						○	7：00～22：00	
西浦営農経済センター	羽曳野市蔵之内752-1	0120-373-649						○	7：00～22：00	
高向営農経済センター	河内長野市高向486-1	0120-373-684						○	7：00～22：00	
農産物直売所「あすかてくるで」羽曳野店	羽曳野市埴生野975-3	0120-93-6620								
農産物直売所「あすかてくるで」河内長野店	河内長野市高向1218-11	0120-93-6647								
育苗・ライスセンター	富田林市大字龍泉933	0721-35-2371								
東部育苗センター	南河内郡河南町寛弘寺521-4	0721-93-3601								

(令和8年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	A T Mの設置・稼働状況				精米所の設置・稼働状況		
			平日	土曜	日曜	祝日	平日	土曜・日曜・祝日	
喜志駅前C S コーナー	富田林市旭ヶ丘町1192		○ 8:45~21:00	●	●	—			
中野C S コーナー	富田林市中野町1-471-3		○ 8:45~21:00	●	—	—	○	7:00~22:00	
甘山C S コーナー	富田林市津々山台5-72-3		○ 8:45~21:00	●	—	—			
中村C S コーナー	南河内郡河南町神山308-1		○ 8:45~21:00	●	—	—	○	7:00~22:00	
太子町役場C S コーナー	南河内郡太子町山田88		○ 9:00~17:00	—	—	—			
太井川C S コーナー	南河内郡太子町太子1885-1		○ 8:45~21:00	○	○	—			
L I CはびきのC S コーナー	羽曳野市軽里1-144		○ 9:00~21:00	○	○	○			
羽曳野市役所C S コーナー	羽曳野市誉田4-1-1		○ 8:45~21:00	●	●	—			
千早C S コーナー	南河内郡千早赤阪村東阪177-2		○ 8:45~21:00	●	—	—	○	7:00~22:00	
河内長野市役所C S コーナー	河内長野市原町1-1-1		○ 9:00~17:00	—	—	—			
小山田C S コーナー	河内長野市小山田町1497-1		○ 8:45~21:00	●	—	—			
フォレスト三日月市C S コーナー	河内長野市三日月町32-1		○ 8:00~21:00	□	□	□			
平尾精米所	堺市美原区平尾225-1						○	7:00~22:00	

- (注) 1. 営業時間について、本店・各センターは8:30~17:00、支店は9:00~15:00、「あすかてくるで羽曳野店・河内長野店」は9:30~17:00です。
2. ローンセンターの営業時間は平日9:00~17:00、日曜日10:00~16:00、土曜日・祝日は休業日です。
3. 土曜日、日曜日、祝日のA T Mの稼働時間について
●は9:00~19:00 ○は9:00~21:00 □は8:00~21:00です。
4. 年始、ゴールデンウィークの一部はA T Mが稼働しません。詳細は事前に広報誌「はばたき」等でお知らせします。
5. 育苗・ライスセンター及び東部育苗センターについては、繁忙期のみの稼働となります。
6. 詳細につきましては各店舗にお問い合わせください。

◎手数料無料提携金融機関ATM（JAバンク含む）

- ・JAバンク
- ・三菱UFJ銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・JFマリンバンク

※これらのATMでもご利用可能です。詳細は当JAホームページをご覧ください。

【参考】 開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目】

1.組合の概況及び組織に関する事項

業務の運営の組織	75
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	76
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	77
事務所の名称及び所在地	80
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項	77

2.組合の主要な業務の内容

3.組合の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業の概況	4
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	48
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は 当期損失金、出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、 貯金等残高、貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本 比率、法第52条第2項の区分毎の剰余金の配当の金額、 職員数	

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

主要な業務の状況を示す指標

事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、 コア事業純益及びコア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	49
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	49
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り 及び総資金利ざや	49
受取利息及び支払利息の増減	49
総資産経常利益率及び資本経常利益率	60
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	60

貯金に関する指標

流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均 残高	50
固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他 の区分ごとの定期貯金の残高	51

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	51
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	51
担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他 担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区 分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	52
使途別(設備資金及び運用資金の区分をいう。)の貸出 金残高	52
主要な農業関係の貸出実績	53
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額 に対する割合	52
貯貸率の期末値及び期中平均値	60

有価証券に関する指標

商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府保証債 及び貸付商品債券の区分をいう。)の平均残高	56
有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券 及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分 をいう。)の残存期間別の残高	56
有価証券の種類別の平均残高	56
貯証率の期末値及び期中平均値	60

4.組合の業務運営に関する事項

リスク管理の体制	11
法令遵守の体制	13
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7
金融ADR制度への対応	18

5.組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金 処理計算書	31
債権のうち下に掲げるものの額及び①～④までの合計額	54
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託され た信託を含む。)に係る債権のうち下に掲げるものの額及び ①～④までの合計額	55
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官 が別に定める事項	61
下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	56
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
貸出金償却の額	55
会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に 基づき会計監査人の監査を受けている旨	47

【その他の開示項目(任意開示項目)】

ごあいさつ	1
経営理念	2
経営方針	2
内部統制システム基本方針	2
経営管理体制	3
農業振興活動	6
地域貢献情報等	9
組合員から監事への情報提供窓口	13
利用者保護等への取り組み	14
利益相反管理への取り組み	14
反社会的勢力等への対応	16
金融円滑化への取り組み	17
手数料一覧	24
JAバンク・セーフティーネット	30
キャッシュ・フロー計算書	33
部門別損益計算書	45
財務諸表の正確性等にかかる確認	47
貯金の科目別期末残高	50
貸出金の科目別期末残高	51
金融再生法開示債権の状況	54
為替業務等取扱実績	55
預かり資産の状況	56
共済事業取扱実績	57
購買事業取扱実績	58
販売事業取扱実績	58
指導事業	59
旅行事業取扱実績	59
職員一人当たり指標	60
一店舗当たり指標	60
組合員数	77
組合員組織の状況	77
地区一覧	78
沿革・あゆみ	78

用語解説

用 語	解 説
JAバンク食農教育応援事業	JAバンクによる食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもの農業に対する理解の深耕をはかり、農業ファンの拡大および地域の発展に貢献することを目的として、平成20年度から実施している事業のことをいいます。
ALM	「Asset Liability Management」の略語で、日本語では「資産・負債の総合管理」のことをいい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
ADR	「Alternative Dispute Resolution」の略語で、日本語では「裁判外紛争解決手続」のことをいい、仲裁、調停、あっせんなどの、裁判によらない紛争解決方法のことをいいます。
LA (ライフアドバイザー)	組合員等皆さまの多様化するニーズに応えるため、JA共済について幅広く高度な知識を持ち、皆さまとJAをつなぐ重要なパイプ役として、ご提案やアドバイスを行う専門スタッフのことをいいます。
LPC (ライフプランコンサルタント)	利用者の一生にわたる、つかう・ためる、そなえる、ふやす、のこすといった総合的な金融ニーズの相談に応える、頼れるお金のパートナーのことです。
マネー・ローndリング	マネー・ローndリングとは、資金洗浄の意味で、口座・共済・融資などの取引が悪用され、犯罪収益を入金→名義や資金移動で由来を隠す→出金・送金等で正当な資金に見せかける（合法化）行為をいいます。
オフ・バランス取引	貸借対照表に計上されない取引のことをいい、簿外取引と呼ばれます。
ガバナンス	「統治」「管理」という意味で、組織が主体的に関与を行う意思決定・合意形成の仕組みをいいます。
奇跡の復興米	東日本大震災が発生した2011年の秋、稲作が行われていなかった狹師町（岩手県大槌町安塔地区）の民家の軒先で偶然実った3株の稲のことです。岩手県のNPO法人が増やし、当JAが譲り受けました。
キャッシュ・フロー	文字通りキャッシュ（現金・資金）の流れ（フロー）のことをいい、経営活動の結果、一定期間にどれだけ「キャッシュの流入（キャッシュ・イン）」があり、またどれだけ「キャッシュの流出（キャッシュ・アウト）」があったかということを意味します。また、一般的にキャッシュといえば「現金」のことをいいますが、キャッシュ・フロー計算書でいう「キャッシュ（資金）」とは、「現金及び現金同等物（短期間に自由に現金化できるもの）」のことをいいます。
減損損失	固定資産の減損会計とは、取得原価主義という基本のもとで、固定資産の価格や収益性が著しく低下しているような場合に帳簿価額の臨時的な減額を行う会計処理のことであり、この固定資産の減損会計に基づく損失を減損損失といいます。
コンプライアンス	「法令遵守」や「企業倫理」という意味です。企業が法令を遵守すること、広く倫理や道徳を含む社会的規範を遵守することをいいます。
自己資本比率	リスク・アセット（総資産のうち、万一の場合に貸し倒れの可能性がある資産）に対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないようなことになると大きな費用や損失が発生してしまい、その損失を収益でカバーできないような場合には、自己資本を取り崩して処理することもあります。自己資本がどんどん減ってしまうと、万一の事態に備えた金融機関の体力が弱まることになり、経営にも影響する可能性があります。このため、この数値が金融機関の健全性を表す指標となっています。国際的な活動を行う金融機関は8%以上、国内のみで活動を行う金融機関は4%以上の自己資本比率を確保していることが求められています。
資産除去債務	有形固定資産の取得および使用等によって発生し、この有形固定資産を除去（売却・廃棄）する際に、法令または契約で義務付けられている除去費用を負担計上する会計処理のことをいいます。
リスクヘッジ	さまざまな起こりうるリスクを回避したり、そのリスクの大きさを低減するように工夫することをいいます。
インスタグラム	写真・動画共有ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で、スマートフォンで撮影した画像を手軽に加工して共有できるアプリやサービスの名称です。
税効果会計	会計上の「収益」または「費用」と法人税法における課税所得計算上の「益金」または「損金」の認識時点の相違などから、会計上の資産または負債の額と課税所得計算上の資産または負債の額に相違がある場合において、それらの相違に係る法人税等の額を適切に期間配分することを目的とする会計上の手続のことをいいます。
地産地消	「地域(地元)生産ー地域(地元)消費」の略語で、地域(地元)で生産された農産物等をその地域(地元)で消費することをいいます。地産地消は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みをいいます。
国消国産	JAグループが提起している、「国（こく）」民が必要とし「消（しょう）」費する食料はできるだけその「国（こく）」で生「産（さん）」する、という考え方です。
TAC	「Team for Agricultural Coordination」の略語で、担い手農家に出向くJA担当者のことをいいます。地域農業の担い手に訪問して経営に役立つ各種情報をお届けし、ご意見・ご要望を持ち帰り、JAグループの業務改善につなげる役割を担っています。
不良債権	お金を借りたとき、借りた人には返す義務があり、これを債務といいます。貸した人には、契約どおりにお金を返してもらふ権利があり、これを債権といいます。金融機関が企業などにお金を貸出したとき、経営不振などで契約どおりにお金を返してもらえなくなることがあります。こうした契約どおり返済されない貸出のことを不良債権といいます。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上の交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービスをいいます。
ポートフォリオ	安全性と収益性を考えて、保有している資産を様々な金融商品に分散投資すること、またその金融商品の組み合わせをいいます。
ファイナンス・リース取引	リース期間の中途において契約を解除することができないリース取引等で、借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引のことをいいます。
オペレーティング・リース取引	ファイナンス・リース取引以外のリース取引のことをいいます。
マルチペイメントネットワーク	収納企業と金融機関を結び、利用者がATM、電話、パソコン等の各種チャネルを利用して公共料金等の支払いができるネットワークのことをいいます。
リスク・アセット	リスクを保有する資産（貸出金、有価証券など）をリスクの大きさに応じて一定の掛け目を乗じ、再評価した資産額のことをいいます。
リスクフリーレート	リスクが極めて少ない資産等の金利を指します。身近なもので例をあげると、貯金保険機構の保護が受けられる普通貯金や国が発行する債券（国債）などの金利が該当します。他にも、銀行間で資金の貸借に用いるコールレートや、円L i b o rなども一般的にリスクフリーレートとして扱われています。
3Q活動	JA共済にご加入されている全契約者に対して、感謝の気持ちを伝えるとともに、お変わりがないかの「近況確認」や「請求漏れ」がないかなどの確認を行う活動をいいます。
PDCA	PDCAとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の頭文字を取ったもので、業務の効率化を目指す方法のひとつです。
HACCP	HACCPとは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

JA綱領

わたしたちJAのめざすもの

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

- 一、地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一、環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一、JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一、自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 一、協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。